

令和 7 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

令和 7 年 7 月 1 日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

また、本年は 3 年に 1 度の一斉改選を行う年であり、12 月 1 日付の一斉改選に関する候補者の推薦依頼については、5 月にあらためてご依頼いたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

	自治会町内会		地区連合町内会	
推薦の対象	民生委員・児童委員		主任児童委員	
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。		・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。	
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。		・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	
推薦準備会の開催時期	欠員補充・増員	一斉改選	欠員補充・増員	一斉改選
	令和 7 年 3 月～4 月	令和 7 年 6 月～8 月	令和 7 年 3 月～4 月	令和 7 年 6 月～8 月
書類の作成 区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。			

＜裏面あり＞

4 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。ご説明にあたっては、資料6「民生委員の活動紹介チラシ」等をご活用ください。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表*の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

5 添付資料

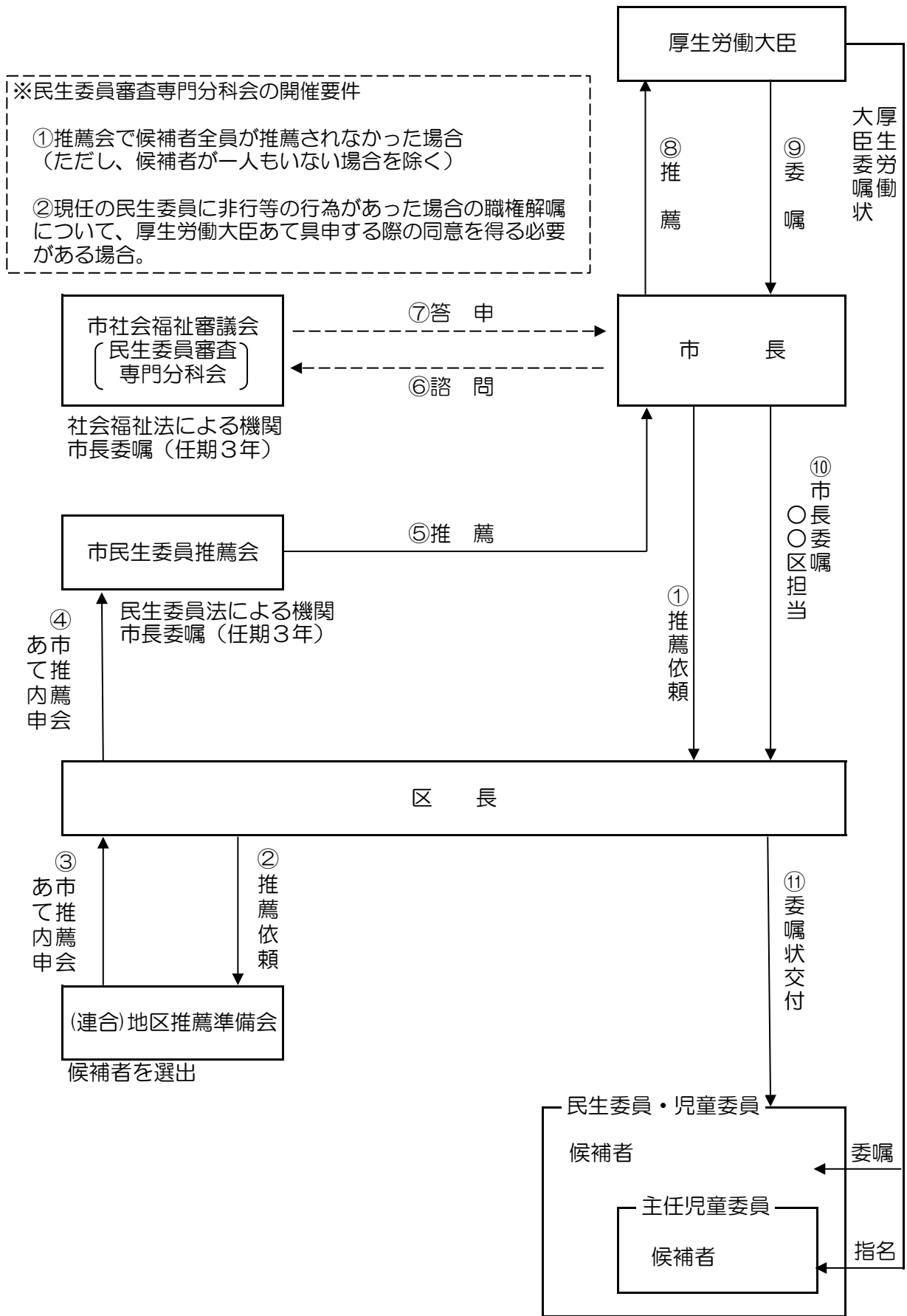
- 資料1 令和7年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の手続図
- 資料3 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動
- 資料4 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
- 資料5 現員数一覧（令和6年12月1日現在）
- 資料6 民生委員の活動紹介チラシ
- 資料7 鶴見区欠員状況
- 参考 令和7年12月一斉改選における民生委員・児童委員の年齢要件の特例について

担 当：福祉保健課 小林、深沢
電 話：045-510-1791
F A X：045-510-1792

令和 7 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 7 年 7 月 1 日付け委嘱	令和 7 年 1 2 月 1 日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和 7 年 7 月 1 日から 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで	①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選 任期・・・令和 7 年 1 2 月 1 日から 令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで
2 月	上旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼	
	中旬		
	下旬		
3 月	上旬	連合・地区へ推薦依頼	
	中旬		
	下旬		
4 月	上旬	連合・地区推薦準備会開催	
	中旬		
	下旬		
5 月	上旬	区より市推薦会に候補者内申	市連会協力依頼 区連会協力依頼
	中旬		
	下旬		
6 月	上旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	連合・地区へ推薦依頼
	中旬		
	下旬		
7 月	上旬	令和 7 年 7 月 1 日付け委嘱	連合・地区推薦準備会開催
	中旬		
	下旬		
8 月	上旬		区より市推薦会に候補者内申
	中旬		
	下旬		
9 月	上旬		
	中旬		
	下旬		
10 月	上旬		市推薦会、市審査会開催
	中旬		
	下旬		
11 月	上旬		厚生労働大臣あて推薦
	中旬		
	下旬		
12 月	上旬		令和 7 年 12 月 1 日付け委嘱
	中旬		
	下旬		

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【身分、活動費の支給・会費負担】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】

年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

【会費の負担】

年間 9,500 円 （令和6年度の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<p>18歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 	
①適任者		
②年齢要件 (基準日) 令和7(2025)年 4月1日		
③居住要件	<p>原則、担当地域内に居住する方</p>	
2. 任期	<p>3年 令和7年(2025)年11月30日まで</p>	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	<p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p>	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

令和6年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

計	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
計	4,214	886	3,037	3,923	530	22	459	481	4,744	908	3,496	4,404
鶴見区	305	83	218	301	34	7	27	34	339	90	245	335
神奈川区	282	48	209	257	36	1	33	34	318	49	242	291
西区	124	26	86	112	12	2	10	12	136	28	96	124
中区	169	32	125	157	26	2	20	22	195	34	145	179
南区	247	64	163	227	33	0	32	32	280	64	195	259
港南区	261	42	201	243	30	1	27	28	291	43	228	271
保土ヶ谷区	253	43	187	230	46	1	43	44	299	44	230	274
旭区	293	47	212	259	40	2	30	32	333	49	242	291
磯子区	217	42	153	195	20	1	14	15	237	43	167	210
金沢区	249	36	180	216	32	0	29	29	281	36	209	245
港北区	375	85	269	354	46	1	45	46	421	86	314	400
緑区	204	38	160	198	23	0	21	21	227	38	181	219
青葉区	298	45	238	283	32	0	30	30	330	45	268	313
都筑区	168	48	107	155	20	3	15	18	188	51	122	173
戸塚区	305	73	220	293	38	0	35	35	343	73	255	328
栄区	149	39	101	140	14	0	14	14	163	39	115	154
泉区	168	55	102	157	24	1	21	22	192	56	123	179
瀬谷区	147	40	106	146	24	0	13	13	171	40	119	159

* 定数は令和6年12月1日現在

民生委員・児童委員、主任児童委員

担当する地域の中で、介護や子育てなど、住民の方の福祉に関わる悩みや困りごとの相談に乗り、地域ケアプラザや区役所など適切な機関につなぐ役割を担っています。

子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員が主任児童委員です。



日ごろの活動

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| 見守り | 担当区域にお住まいの方の見守りや子どもたちへの声掛け |
| 相談・情報提供 | 困りごとの相談にのり、利用できる福祉サービス情報を案内します |
| 地域のつなぎ役 | 必要な福祉サービスが受けられるよう地域の専門機関につなぎます |
| 交流の場づくり | 昼食会やサロンなど交流活動の運営・サポートに携わっています |
| 行政の業務への協力 | 区福祉保健センターなど関係機関の業務へ協力しています |

活動の様子(一例)



見守り活動



地域の親子の居場所「子育てサロン」

次のようなご相談は民生委員の役割ではありません

- × 身の回りの世話をしてほしい
- × 救急車に同乗してほしい
- × 保証人になってほしい
- × 子どもを預かってほしい
- × お金を貸してほしい

民生委員活動の基本

地域・行政等との協力

- 地域の方と協力し地域情報を把握しながら活動します
- 地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所が活動をサポートします

民生委員児童委員協議会（民児協）

- 民生委員同士で民児協（地区・区・市）を組織し、活動に役立つ情報の共有や、活動の相談等をしています
- 知識習得やスキル向上のための研修を行っています

身分と守秘義務

- 厚生労働大臣から委嘱を受けた地域福祉のボランティア
- 任期は3年で、再任できます
- 住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があります

活動費の支給と会費のご負担

<活動費の支給> 年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

<会費のご負担> 年間 9,500 円(令和6年度の場合)

横浜市民生委員児童委員協議会(市民児協)は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会(市社協)・区社会福祉協議会(区社協)でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

担 当:鶴見区役所福祉保健課運営企画係 連絡先:045-510-1793

鶴見区欠員状況

1 民生委員・児童委員(欠員数 5人)

(令和7年7月1日欠員補充)

地区	担当地区	自治会町内会名	欠員期間
鶴見中央地区	鶴見下第2の2	鶴見中央下第二町内会	R4.12.1～
生麦第二地区	生麦住宅	生麦住宅自治会	R1.12.1～
寺尾第二地区	馬場西部第2	馬場西部自治会	R6.4.1～
上末吉地区	上末吉5丁目第2	上末吉五丁目町会	R7.2.1～
下末吉地区	下末吉三島第1	下末吉三島町自治会	R4.12.1～

民生委員・児童委員の年齢要件の特例について (令和7年12月1日付一斉改選以降)

担い手確保が課題となっている中で、ご本人に意欲があり、自治会町内会長等の同意もあるなど、条件を満たす方には、活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、次期（令和7年12月）一斉改選では、下記の通り民生委員・児童委員の年齢要件について、特例を設けることとします。

なお、年齢要件の特例は、本来の資格要件を満たす候補者の推薦が難しい場合、かつ、条件を全て満たす場合における、あくまでも「特例」です。

「特例」であることを十分にご認識いただき、やむを得ず特例で推薦する際は、継続して適任者を探して下さるようお願いいたします。

現行	変更後
<p>◆新任 68歳までの者。ただし、選出が困難な場合に限り、74歳までの者とすることができる。</p> <p>◆再任 74歳までの者</p>	<p>◆新任（変更なし） 68歳までの者。ただし、選出が困難な場合に限り、74歳までの者とすることができる。</p> <p>◆再任 74歳までの者。<u>ただし、選出が困難な場合は1期（3年間）のみを再任期間として、75歳以上の者とすることができる。（条件あり）</u></p> <p><u>【条件】</u> 下記3つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。</p> <p>①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある</p> <p><u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u></p>

なお、主任児童委員の年齢要件については変更ありません。

年齢要件の特例は、再任の方に限った特例であり、任期満了に伴う「再任」の推薦区分がある一斉改選のみの運用です。

したがいまして、今回ご依頼しております令和7年7月の欠員補充は、現行の年齢要件での運用となりますのでご注意ください。

また、特例による再任の場合、推薦事務の改善における「地区推薦準備会の省略可能」には該当しません。

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策の取組状況について【報告】

1 趣旨

令和 7 年 12 月の一斉改選に向けた民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、課題や具体的な取組を一覧にまとめた「ツリー図」（令和 6 年 2 月ご説明）に基づいて、検討や取組を進めています。一斉改選を目前に控え、現時点の取組状況をご報告します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 報告事項

負担軽減や活動支援策のうち、主な取組をご報告します。

※詳細は「別紙 1」をご覧ください。

課題	取組の方向性	取組状況
負担軽減 活動支援	業務量を軽減する取組	<u>生活福祉資金借入申込に必要な調査書の作成を、「原則」民生委員に要請しない運用に見直し。</u> (R7.1~)
	就労等により時間に制約がある方でも活動がしやすくなるための取組	活動報告書（これまで紙提出のみ）の電子申請システムでの提出を開始（モデル地区）。希望地区に展開予定。 定例会資料のホームページ掲載を開始（一部の区。欠席者への資料配布作業等を軽減。）。
	未経験の方でも安心して活動が始められるための取組	<u>前任者が経験を活かして、新任委員を一定期間サポートする仕組みの導入（R7.12~予定）。</u>
人材確保	自治会町内会が候補者を推薦しやすくなるための取組	一斉改選に向けて、民生委員・児童委員をやってみませんか？と地域でお声がけいただく際のチラシを作成中。
推薦事務の改善		候補者が再任（年齢要件の特例による再任は除く）のみの地区推薦準備会は省略可に見直し。推薦手続き書類の簡素化も検討中。

担 当：福祉保健課 小林、深沢
 電 話：045-510-1793
 F A X：045-510-1792

	取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No.	取組状況 (R7.2現在)
<p>負担軽減・活動支援</p> <p>業務量の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な役割 ・会議や研修の多さ ・調査書や報告書作成 ・担当世帯数の多さ <p>負担感の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動への周囲の理解 ・福祉制度の理解 ・仕事との両立 ・相談先がない ・委員同士の情報交換や交流の場がない 	<p>業務の見直し・効率化</p>	<p>・ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業の実施方法の効率化</p>	<p>報告事務等の簡素化・効率化の検討</p>	R7	1	R8からの簡素化に向け、一部の地区で負担軽減のための取組を試行実施
		<p>・生活福祉資金事務や調査事務の見直しに向けた検討</p>	<p>国・社協への要望 (例：活動報告書、事業計画書の簡略化等)</p>	R6	2	生活福祉資金の貸し付けにかかる調査書の作成について、国・県社協が「原則」作成を要請しない運用に見直し (R7.1～)
		<p>・報告書類のデジタル化 (アプリ化)</p>	<p>モデル地区での活動報告書のデジタル化 (電子申請) の実証、全区展開</p>	R7	3	・モデル地区で月報版の入力フォームを作成して運用中 ・日報版の入力フォームや集計用ツールを作成し、R7.12以降、導入を希望する地区に展開
		<p>・定例会のオンライン化、研修資料等のアーカイブ化</p>	<p>モデル地区で導入、全区展開</p>	R7	4	・市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク!、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定 ・一部の区で定例会資料を区のHPに掲載する運用を開始
	<p>補助人員を導入する</p>	<p>・協力員やサポーター制度の導入の検討</p>	<p>協力員や欠員地区の補助員、一斉改選時の引き継ぎ制度等、区の実情にあわせて選択できる制度の導入</p>	R7	5	R7.12一斉改選に向け、協力員 (仮称)、バトンタッチサポーター (仮称) についての意見照会を実施 ・新任委員に対して前任者の経験を活かしたサポートをする仕組みの導入を予定 ・協力員制度については引き続き検討
		<p>・出席会議の整理</p>	<p>出席会議や各種依頼業務量の照会および削減</p>	R6	6	一部の区で、行政から出席を依頼する会議について、出席廃止を含む見直し・整理を実施 (R7～)
	<p>活動のサポート強化</p>	<p>・新任者向けや困難ケースに関する研修、引継のチェックリストの作成や充実</p>	<p>民児協事務局と調整しながら実践的な研修を実施</p>	R7	7	市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク!、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定
		<p>・夜間休日のサポート方法の検討</p>	<p>区役所開庁時における相談先の案内 (ホームページ掲載など) や事例集の充実の検討</p>	今後取組予定	8	一斉改選に向けて、「民生委員・児童委員、主任児童委員の手引」、「活動ガイドライン」の改訂及びホームページ掲載を検討中
	<p>地区民児協の運営支援</p>	<p>・委員同士の交流や情報交換の機会の検討 ・地区会長研修等の充実</p>	<p>民児協事務局と調整しながら交流や情報交換の場、研修などを充実</p>	R7	9	・R7の地区会長研修に意見交換、グループワークを導入予定 ・一部の区で、活動に必要な情報を区職員が紹介する「民生委員向けの出前講座」を実施予定
		<p>・見守り対象者の施設入所、入院等の情報共有の仕組みを検討</p>	<p>個人情報保護とのバランスを考慮した適切な情報共有の仕組みを検討</p>	今後取組予定	10	検討中
	<p>地域との連携によるサポート強化</p>	<p>・地域全体での見守り推進 (隣近所、組長や班長との連携、情報共有) の検討</p>	<p>モデル地区で自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りを試行実施し、成功例を他地区に共有・展開</p>	R7	11	・モデル地区で「向こう三軒両隣」で協力し、民生委員だけに頼らないゆるやかな見守りの実施に向けて検討中
		<p>・活動費の増額</p>	<p>活動費の増額に向けた予算計上 R5 : 64,200円 ⇒ R6 : 70,200円</p>	R6	12	実施済
	<p>活動費等の見直し</p>	<p>・会費のあり方や徴収方法等の見直しに関する検討</p>	<p>会費のあり方を社協と協議するとともに徴収にかかる集金作業等の効率化の検討</p>	今後取組予定	13	検討中
		<p>活動と生活の明確な線引き</p>	<p>・民生委員の活動に関する広報の検討</p>	<p>早朝や夜間帯は対応が困難なことなど、民生委員活動への理解を深めるための広報の充実</p>	R6	14
	<p>・通信手段の検討</p>		<p>業務用携帯電話の導入などの検討</p>	今後取組予定	15	検討中

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No.	取組状況 (R7.2現在)
人材確保 広報の強化 ・他の委嘱委員に比べて特に敬遠される ・民生委員の役割以外の雑多な相談が寄せられる	「民生委員は大変」というイメージの払拭	・民生委員のやりがいなど魅力を伝える広報 ・現任委員のモチベーションアップにつながる広報	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報	R6	16 ・広く民生委員を知ってもらう市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で配付開始済み)。今後、各区でも活用予定 ・一斉改選に向けて、推薦していただく自治会町内会向けのチラシを18区共通ひな型として作成中
	地域住民との共通理解	・民生委員として「やれることやれないこと」を整理した広報物の作成、配布	民生委員の役割を地域住民と共通認識できる広報	R6	
人材確保 ・高齢化などで担い手が見つからない	担い手確保の仕組みづくり	・候補者の新たな発掘先の検討	現役世代の担い手確保に向けた企業への理解促進活動、地域団体との連携に関する検討	今後取組予定	18 検討中
推薦事務の改善 推薦の負担軽減 ・再任者も新任者と同等の書類作成が必要	手続きの簡素化	・再任手続きの簡素化	再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とする	R7一斉改選	19 R7一斉改選に向けて要綱改正作業中 20 同上
		・推薦時の様式の簡素化	様式の更なる簡素化	R7一斉改選	
	推薦要件緩和	・居住要件など推薦要件の緩和の検討	居住要件の特例を市外居住者まで拡大する等、関係機関へ要望を検討	今後取組予定	21 「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」(国)で、居住要件の緩和について議論されたが、困難等の意見が出され、「一定の要件を満たす場合に、現職の民生委員が市外に転出後も引き続き活動することを令和7年中に可能とする」という対応方針が示されている

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

市連会 2 月定例会説明資料
令和 7 年 2 月 14 日
神奈川県共同募金会横浜市支会
(横浜市社会福祉協議会)

横浜市町内会連合会 会長 様

社会福祉法人
神奈川県共同募金会横浜市支会
支会長 石内 亮

令和 7 年度共同募金運動について【協力依頼】

共同募金運動の推進につきましては、例年格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、共同募金運動には、街頭募金・イベント募金等がございますが、全体の 9 割を占める戸別募金は自治会・町内会の皆様のご協力に支えられております。

今年度の皆様のご支援に重ねてお礼申し上げます。また、令和 7 年度の共同募金運動につきましてもご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 お問い合わせのこと

【区連長】ご理解、ご協力をよろしく申し上げます。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様へ情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。令和 7 年度共同募金運動における戸別募金へのご協力をお願いします。

2 実施時期

令和 7 年 10 月 1 日から 12 月 31 日まで

3 添付資料

- (1) 令和 6 年度共同募金実績（中間報告）について
- (2) 令和 7 年度共同募金目標額 区別内訳表
- (3) 赤い羽根共同募金 寄付と配分のしくみと実績（参考）

横浜市社会福祉協議会内
担当 梅木、宮腰
TEL : (201) 8617
FAX : 050-3153-7767
akaihane@yokohamashakyo.jp

令和6年度 共同募金募金実績(中間報告)について

市内の募金実績

令和6年度共同募金運動について、令和7年1月15日現在の実績を報告いたします。

皆様のご協力に重ねてお礼申し上げます。

(単位:円)

支 会 名	令和6年度実績(中間)	令和5年度 同時期実績	前年度差額
鶴 見 区	21,653,936	21,779,132	△ 125,196
神 奈 川 区	24,893,965	25,575,314	△ 681,349
西 区	8,124,214	8,558,275	△ 434,061
中 区	8,394,851	9,065,159	△ 670,308
南 区	15,575,466	15,935,510	△ 360,044
港 南 区	15,047,179	15,624,278	△ 577,099
保 土 ヶ 谷 区	13,813,393	14,046,383	△ 232,990
旭 区	15,852,497	17,068,858	△ 1,216,361
磯 子 区	15,539,199	16,117,046	△ 577,847
金 沢 区	21,161,231	22,495,707	△ 1,334,476
港 北 区	39,674,731	40,120,890	△ 446,159
緑 区	19,498,736	20,214,074	△ 715,338
青 葉 区	31,758,134	32,647,737	△ 889,603
都 筑 区	13,745,120	14,622,286	△ 877,166
戸 塚 区	16,706,883	18,589,822	△ 1,882,939
栄 区	10,074,187	10,840,772	△ 766,585
泉 区	9,816,551	10,280,869	△ 464,318
瀬 谷 区	7,589,300	7,730,844	△ 141,544
横 浜 市	4,483,699	3,724,826	758,873
合 計	313,403,272	325,037,782	△ 11,634,510

令和7年度共同募金目標額 区別内訳表

「広域計画分」目標額について

資料2

●広域計画分目標額(A)

横浜市広域計画分目標額を各区の世帯と人口の増減をもとに18区支会で分担し、広域計画分目標額とします。

●地域計画分目標額(C)及び年末たすけあい目標額(D)

18区支会と市支会それぞれが独自に設定します。

(単位:円)

支会名	A:広域計画 目標額	B:地域計画分 小計(C+D)	C:地域社協 目標額	D:年末たすけあい 目標額	E:総目標額 (A+B) ↓ 寄付金区分予算額
鶴見区	15,500,000	16,000,000	9,150,000	6,850,000	31,500,000
神奈川区	13,540,000	26,660,000	7,790,000	18,870,000	40,200,000
西区	5,880,000	10,000,000	6,500,000	3,500,000	15,880,000
中区	8,580,000	9,550,000	7,050,000	2,500,000	18,130,000
南区	10,860,000	13,410,000	7,660,000	5,750,000	24,270,000
港南区	10,660,000	13,000,000	8,400,000	4,600,000	23,660,000
保土ヶ谷区	10,660,000	18,640,000	10,340,000	8,300,000	29,300,000
旭区	11,970,000	16,010,000	8,010,000	8,000,000	27,980,000
磯子区	8,490,000	16,520,000	8,400,000	8,120,000	25,010,000
金沢区	9,810,000	16,500,000	8,400,000	8,100,000	26,310,000
港北区	18,970,000	30,800,000	9,500,000	21,300,000	49,770,000
緑区	9,040,000	16,060,000	5,470,000	10,590,000	25,100,000
青葉区	15,170,000	26,800,000	9,340,000	17,460,000	41,970,000
都筑区	10,230,000	16,330,000	6,270,000	10,060,000	26,560,000
戸塚区	13,940,000	17,150,000	12,120,000	5,030,000	31,090,000
栄区	6,000,000	6,710,000	4,820,000	1,890,000	12,710,000
泉区	7,280,000	10,700,000	9,700,000	1,000,000	17,980,000
瀬谷区	6,000,000	8,400,000	6,200,000	2,200,000	14,400,000
小計	192,580,000	289,240,000	145,120,000	144,120,000	481,820,000
横浜市	120,000	17,000,000	17,000,000	0	17,120,000
合計	192,700,000	306,240,000	162,120,000	144,120,000	498,940,000

赤い羽根共同募金

寄付と配分のしくみと実績

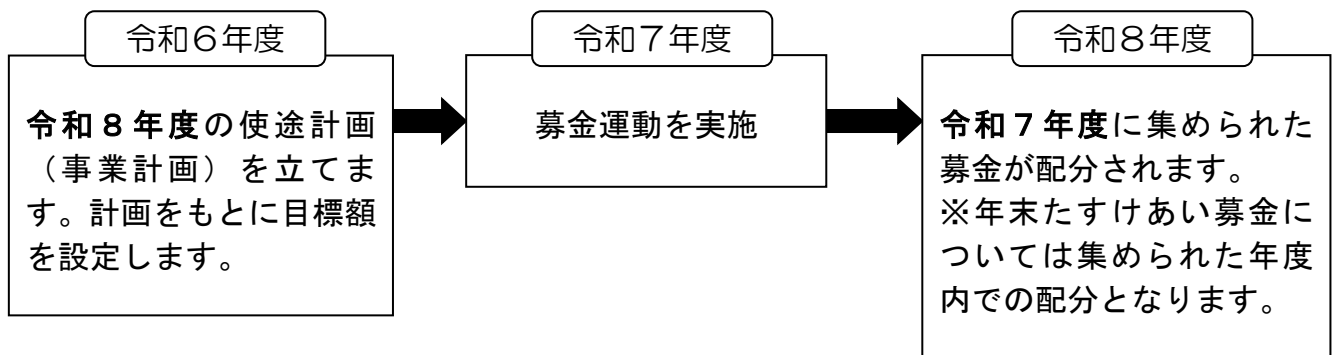


全国一斉に行われる共同募金運動は都道府県単位で行われており、神奈川県では、「社会福祉法人 神奈川県共同募金会」が運動を呼びかけています。

神奈川県共同募金会は、市区町村に支会を設置しており、横浜市では共同募金会横浜市支会と18区ごとの共同募金会各区支会が活動しています。

1. 共同募金とは

共同募金は使途計画を考え、目標額（広域計画分・地域計画分）を立てて行う、計画募金です。



【募金の種類】

一般募金（運動期間 10月1日～12月31日）		年末たすけあい募金 （運動期間 12月1日～31日）
広域計画分目標額	地域計画分目標額	
神奈川県共同募金会から「県内の社会福祉施設・社会福祉団体等」に <u>施設整備や備品取得、または、事業運営費の経費</u> として配分を行うための募金目標額です。	神奈川県共同募金会から「市・区社会福祉協議会に配分」され、 <u>地域福祉推進事業</u> を行うとともに、 <u>社会福祉活動団体等へ配分</u> を行うための募金目標額です。	神奈川県共同募金会から「各区社会福祉協議会に配分」され、 <u>要援護世帯、社会福祉施設、社会福祉団体、障害者地域作業所等へ配分</u> を行うための募金目標額です。

2. 募金実績（令和5年度）

（1）神奈川県全体に占める横浜市内（横浜市支会・18区支会）の実績

横浜市内の実績は3億4,713万1,993円でした。

	横浜市内	県全体
一般募金（円）	222,017,842	644,499,181
県全体に占める割合	34.45%	100%
年末たすけあい募金（円）	125,114,151	324,937,675
県全体に占める割合	38.50%	100%
募金総額（円）	347,131,993	969,436,856
県全体に占める割合	35.81%	100%

（2）横浜市内（横浜市支会・18区支会）の募金実績

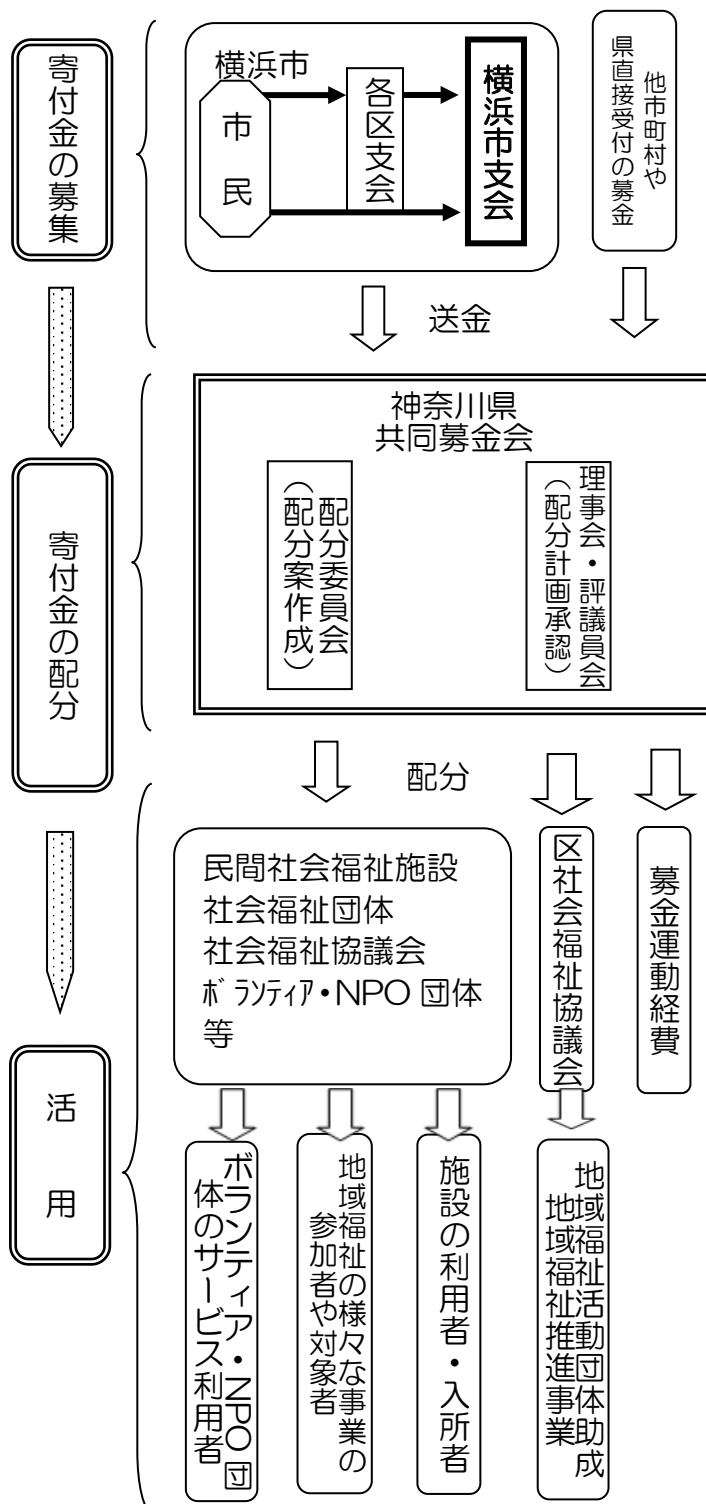
<横浜市内募金種別実績>

（単位：円）

募金種別	一般募金		年末たすけあい募金	
	実績額	全体に占める割合	実績額	全体に占める割合
戸別募金	188,732,431	85.01%	122,073,785	97.57%
街頭募金	7,587,650	3.42%	41,486	0.03%
法人募金	6,968,919	3.14%	396,360	0.46%
職域募金	5,479,145	2.47%	569,336	0.47%
校内募金	1,027,800	0.46%	79,821	0.06%
イベント募金	1,659,916	0.69%	0	0.00%
その他	10,561,981	4.76%	1,953,363	1.56%
合計	222,017,842	100.00%	125,114,151	100.00%

3. 寄付金の流れ

- ①皆様から区支会にお寄せいただいた募金は、一旦全額が県共同募金会に送金されます。
- ②県共同募金会では、地域の代表者の方からなる配分委員会で配分案を作成し、理事会・評議員会の承認を得て申請団体への配分を決定します。
- ③その配分決定に基づき、申請団体に配分され、施設の整備や様々な地域福祉事業、市民活動サービスの経費の一部として役立てられます。また、募金の一部は県共同募金会から社会福祉協議会に配分され、社会福祉協議会の行う地域福祉推進事業や、地域福祉活動団体助成を行うための財源の一部として役立てられます。



フードパントリー
(生活困窮者への食料等の配布)



町内会主催もちつき大会

4. 寄付金の使途

令和4年度にお寄せいただいた一般募金は令和5年度に配分されました。横浜市内では、社会福祉施設や社会福祉活動団体・市区町村社会福祉協議会が実施する地域福祉事業等に次のとおり配分されました。年末たすけあい募金は寄付をお寄せいただいた年度に配分されるため、令和5年度にお寄せいただいた募金を掲載しています。

	使途	具体的な使途内容	横浜市内の配分額 (円)
①	地域独自の福祉推進のための社会福祉協議会活動資金	地区社協活動助成 地域福祉活動団体助成 在宅福祉団体活動助成 当事者団体活動助成 障害者交流事業 障害児余暇支援事業 広報啓発宣伝事業(福祉大会の開催、広報紙作成、ホームページ管理運営) 小災害見舞金事業 等	113,336,014
②	社会福祉施設の整備	車両購入 建物・外壁改修工事 園庭改修 等	54,950,000
③	地域活動支援センター・共同生活援助施設の整備	車両購入 作業訓練用備品購入 厨房機器購入 等	2,950,000
④	社会福祉団体の活動支援	研修会・講演会開催事業 広報誌発行事業 交流会事業 等	26,770,000
⑤	非営利型在宅福祉サービス団体の活動支援	家事介護支援団体活動費	11,830,000
⑥	共同募金運動実施の資金	共同募金運動実施に必要な経費	27,460,000
合計			228,532,779

令和5年募金(令和5年配分) 年末たすけあい (区社協配分)	要援護世帯、社会福祉施設、社会福祉団体(地区社協、配食サービス団体、ボランティア、地域障害者団体)、障害者地域作業所等への配分	59,810,244
--------------------------------------	---	------------

令和4年募金(令和5年配分) 上記以外にも、NHK 歳末たすけあい・神奈川新聞歳末たすけあい、たすけあい福祉資金、中央競馬馬主社会福祉財団等の助成金や企業などの指定寄付から、横浜市内の社会福祉施設・団体に配分されました。		36,145,733
---	--	------------

共同募金に関する問い合わせ先
 神奈川県共同募金会 横浜市支会
 電話：201-8617

自治連合会長 各位

鶴見区長 渋谷 治雄

令和 7 年国勢調査の実施に伴う御協力をお願いについて（依頼）

春寒の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから各種統計調査に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年 10 月 1 日を調査期日として国勢調査が実施されます。国勢調査は、統計法に基づき、国内に居住する全ての人及び世帯を対象に行われる国の最も大規模かつ重要な統計調査です。大正 9 年の第 1 回調査から 5 年ごとに行われ、今回で 22 回目を迎えます。

各自治会・町内会におかれましては、本調査の重要性を御理解いただき、**実施について特段の御配慮と国勢調査に携わる調査員の推薦**について、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、2 月下旬を目途に、各自治会長・町内会長宛てに依頼文等を送付し、推薦名簿等の提出を **4 月 23 日（水）** までをお願いさせていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

（添付資料）

- 1 横浜市自治連合会 2 月定例会説明資料
- 2 国勢調査協力依頼リーフレット

担当 鶴見区総務課統計選挙係
電話 5 1 0 - 1 6 6 0

令和 7 年国勢調査実施に伴う御協力のお願について【協力依頼】

1 事業の趣旨

本年 10 月 1 日に全国一斉に令和 7 年国勢調査が実施されます。

国勢調査は統計法に基づき、国内に居住する全ての人及び世帯を対象に行われる国の最も大規模かつ重要な統計調査です。自治会・町内会におかれましては、本調査の重要性を御理解いただき、実施について特段の御配慮と国勢調査に携わる調査員の推薦について、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】国勢調査員として適任者の推薦をお願いします。

※今後、調査周知に係るポスター掲示依頼を行う予定です。

3 調査員推薦に係るお願い事項

(1) 担当する業務・調査区数等

- ・調査区内の居住世帯（1 調査区あたり約 50 世帯）に対して、調査書類の配布などを行っていただきます。
- ・調査員の方には一人当たり原則、2 調査区（約 100 世帯）を担当していただきます。
- ・調査員数は全市で約 19,000 人程度となる見込みです。

(2) 調査員の推薦にあたっての要件

- ア 責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方
- イ 原則として 20 歳以上の方（令和 7 年 9 月 1 日時点）
- ウ 秘密の保護に信頼をおける方
- エ 選挙・警察に直接関係のない方
- オ 暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

(3) その他

後日、各区役所から、御推薦いただく調査員数、担当区域、報酬額などについて説明をさせていただきます。

なお、調査員が不足する地区や自治会・町内会未組織地域などにつきましては、公募を実施する区役所もありますので、御了解ください。

参考：調査書類の配布方法について

令和 2 年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和 7 年調査では従来の調査方法（※）にすることが総務省から示されています。

対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※平成 27 年以前の調査方法：不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも 3 回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

令和7年国勢調査について

1 調査の概要

国勢調査は、統計法第5条第2項の規定に基づき、日本国内に居住する全ての人及び世帯の実態に関する統計を作成し、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的にして、5年ごとに行われる最も大規模な統計調査で、今回で22回目を迎えます。

2 調査の期日

令和7年10月1日（水）午前零時

3 調査の対象

調査は令和7年10月1日に日本国内に常住する全ての人（外国人を含む）

4 調査員の主な仕事

- (1) 9月上旬～中旬 区役所等で開催する調査員説明会への出席
 - (2) 説明会后～9月19日 担当調査区の範囲確認、調査書類配布準備等
 - (3) 9月20日～30日※ インターネット回答用ID及び調査票（紙）の配布
 - (4) 10月1日～3日 『調査への回答はお済みですか』の配布
 - (5) 10月1日～8日 回収を約束した世帯のみ調査票（紙）の回収
 - (6) 10月17日～下旬 調査書類の区役所提出・督促状の配布（未回答世帯がある場合）
- ※調査書類配布期間に土日が2回あり、調査活動がしやすくなっています

5 調査員の身分

横浜市長の推薦に基づき、総務大臣が任命する**非常勤の一般職国家公務員**です。

6 任命期間

9月1日から10月31日までの2か月間

7 調査員報酬（前回実績額）

- ・ 1調査区（約50世帯）で 42,000円程度
- ・ 2調査区（約100世帯）で 78,000円程度

※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。

※前回に比べて報酬は増額見込みです。

政策経営局統計情報課

担当 石川、中村

電話 045-671-4207 /FAX 045-663-0130

メール ss-chosa@city.yokohama.lg.jp

さあ、一緒に！ 国勢調査員 大募集



令和7年10月1日に

国勢調査を実施します

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です！

5年に一度、全員参加の統計調査

国勢調査 2025



地域の未来のために！



暮らしをより良く変える力に！



地域の人と話す機会に！



自分のペースで働ける！



詳しくは、お住まいの市区町村の統計調査担当窓口までお問い合わせください。

国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



総務省統計局・都道府県・市区町村

国勢調査とは？

どんな調査なの？

- ・国勢調査は、5年に一度実施する最も重要な統計調査です。
- ・日本に住むすべての人と世帯(外国人の方も含む)が対象です。

すべての人と世帯が対象なんだ！



調査結果は何に使われるの？

- 例えば
- ・高齢者福祉施策
 - ・防災対策・災害対策
 - ・新しいコンビニや店舗など企業の出店計画など

身近なことにも役立つんだね！



国勢調査は、私たちの暮らしに関わる重要な調査です。



調査の成功に欠かすことのできない「国勢調査員」を募集します。

市区町村では、「国勢調査員」として、調査業務に理解と誠意を持って携わっていただける方を広く募集しています。国勢調査において、調査員は調査の成功に欠かせない大切な存在です。

国勢調査員の仕事内容は、大きく5つです

1



調査員説明会に参加

2



担当地域の確認

3



調査についての説明と調査書類の配布

4



回答確認リーフレットの配布と調査票の回収
(インターネット回答や郵送提出をした世帯は除く)

5



回収した調査票の整理と提出

過去に「国勢調査員」を体験された方の声

調査員として人の役に立てることにやりがいがあります。
30代 男性

色々な人と知り合うことができました。
60代 女性

いろんな経験をしてみたいと思い、挑戦してみました。
20代 女性

調査を通して、地域とのつながりが強くなったと感じます。
50代 男性

同じ町内でも、普段会うことがない人とも交流が増えてよかったです。
70代 男性

自分にとっても勉強になり、良い経験になりました。
40代 女性

さあ、あなたのご応募をお待ちしています！

- ・国勢調査員として、調査業務に理解と誠意を持って携わっていただける方を募集しています。
- ・国勢調査員の身分は、総務大臣に任命される非常勤の国家公務員です。
- ・業務期間はおおむね令和7年8月下旬～10月下旬頃の予定です。報酬も支給されます。

詳しくは、お住まいの市区町村の統計調査担当窓口まで、お問い合わせください。



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/> 国勢調査2025

検索



GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前シンポジウムの実施について【情報提供】

1 趣旨

開催 2 年前（3 月 19 日）を迎えるにあたり、GREEN×EXPO 2027 の意義を市民の皆様にご理解いただくため、シンポジウムを実施します。気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。是非ご参加ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 開催概要

(1) 日時

令和 7 年 3 月 9 日（日）15 時から 17 時まで（14 時半 開場予定）※参加費は無料です。

(2) 会場

関東学院大学 横浜・関内キャンパス テンネー記念ホール

(3) 内容

ア テーマ

GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

イ 登壇者（敬称略）

(ア) 開会挨拶

山中 竹春 横浜市長

(イ) 基調講演

吉高 まり （公社）2027 年国際園芸博覧会協会 理事

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング（株）フェロー（サステナビリティ）

(ウ) パネルディスカッション

・コーディネーター

吉高 まり

・パネリスト（順不同）

江守 正多 東京大学未来ビジョン研究センター 教授

佐藤 留美 特定非営利活動法人 NPO birth 事務局長

五十嵐 康之 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 担当理事

4 申込方法

ウェブページ（市電子申請・届出システム）または FAX によりお申し込みいただけます。

申込期間：2 月 12 日から 3 月 7 日 17 時まで

お申し込みは
こちらから→



脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担 当：佐藤、長門、晴山
連絡先：Tel 671-4627
メール：da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

2 YEARS TO GO

GREEN×EXPO 2027 開催2年前シンポジウム



GREEN×EXPO 2027
公式マスコットキャラクター
トウキョトウク

GREEN
×
EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

©Expo 2027

GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。

日時: 2025年(令和7年) **3月9日(日)** 15:00～17:00 (開場 14:30)
横浜市長挨拶 / 基調講演 / パネルディスカッション

会場: 関東学院大学 テンネー記念ホール 横浜市中区万代町 1-1-1

JR 京浜東北・根岸線 関内駅南出口より徒歩2分 / 横浜市営地下鉄ブルーライン 関内駅 1 番出口より徒歩4分

定員
500名
参加費無料
事前申込

基調講演

吉高まり氏

パネルディスカッション

吉高まり氏
江守正多氏
佐藤留美氏
五十嵐康之
(順不同)



[詳細はこちら]



講演・コーディネーター
吉高まり氏
公益社団法人
2027年国際園芸博覧会協会
理事
三菱UFJリサーチ&
コンサルティング株式会社
フェロー(サステナビリティ)



パネリスト
江守正多氏
東京大学
未来ビジョン研究センター
教授



パネリスト
佐藤留美氏
特定非営利活動法人
NPO birth
事務局長



パネリスト
五十嵐康之
横浜市 脱炭素・
GREEN×EXPO 推進局
担当理事

応募方法

1: web で申し込み



左記の二次元コードを
読み取り、専用サイトから
申し込みください。

2: FAX で申し込み 045-212-1223

任意の用紙に、氏名、フリガナ、電話番号、
「3月9日シンポジウム申込」とご記入の上、送信ください。

申込締切 3月7日(金)17:00まで

※手話・筆記通訳をご希望の方は2月28日(金)までにお申し込みください。
※申込者多数により参加不可の場合は3月8日(土)までに連絡します。

※参加証はございません。 ※申し込みにあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

主催:横浜市

共催:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

お問い合わせ:脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課

Tel:045-671-4627

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称: 2027年国際園芸博覧会
テーマ: 幸せを創る明日の風景
開催場所: 旧上瀬谷通信施設(横浜市瀬谷区・旭区)
開催期間: 2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
クラス: A1(最上位クラス、AIPH承認・BIE認定)

鶴政第 1297 号
令和 7 年 2 月 19 日

自治会・町内会長 様

横浜市鶴見区長 渋谷 治雄
横浜市政策経営局長 松浦 淳
横浜市議会局長 豊 基信

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会・町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和 7 年度におかれましても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和 7 年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和 7 年 5 月、8 月、12 月、 令和 8 年 2 月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月 1 日～10 日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

（令和 8 年 1 月号は、令和 7 年 12 月 29 日までにお届けします。）

裏面あり

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回(令和7年10月と令和8年3月)お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

鶴見区区政推進課広報相談係 Tel510-1680 FAX510-1891

※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。(当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。)

3 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

(2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポストイングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。

(4) 令和7年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

(5) 鶴見区社会福祉協議会が例年全戸配布している「共同募金鶴見区だより」を配送するにあたり、広報配布担当者の情報(住所・氏名・連絡先)を鶴見区社会福祉協議会に提供いたします。あらかじめ御了承ください。

担当：鶴見区区政推進課広報相談係

Tel510-1680 FAX510-1891

政策経営局広報課 広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel671-3040 FAX681-7388

連絡先：鶴見区役所広報相談係

〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1

電話：510-1680～1682 ファクス：510-1891

広報よこはまの配布にご協力いただきありがとうございます。

配布担当者様・配送先・部数などに変更がある場合は、下記の連絡票に必要事項をご記入のうえ、変更を希望する月の前月10日までに区役所広報相談係まで電話またはファクス、郵送にてご連絡ください。

「広報よこはま」の配送先などの変更事項連絡票

●記入日	令和 年 月 日
●変更時期	令和 年 月号から ※前月の10日までにご連絡ください
●配布団体名 (自治会・町内会、 マンション名など)	記入者ご氏名 (電話)

●変更内容 ※変更点のみを記入してください				
変更事項	変更前		変更後	
配布担当者	氏名		氏名	
	電話		電話	
配送先 ※自治会館などの場合は 建物名もご記入ください	住所	〒230- 鶴見区	住所	〒230- 鶴見区
配布部数	部		部	
その他				

自治会町内会向けデジタルツール紹介冊子の配付について【情報提供】

1 趣旨

市内の自治会町内会が、それぞれの状況に合わせてデジタル化を進め、情報共有や運営の効率化が図れるよう、市と連携協定を締結した事業者等が提供するデジタルツール（アプリ、サービスなど）を紹介する冊子を作成しました。

自治会町内会での検討にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに、冊子を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。



▲冊子イメージ

3 紹介冊子の概要

(1) 内容

自治会町内会の運営上の悩みとその解決手法、デジタルツールの紹介、導入事例

(2) 活用方法

回覧板が回り終わるまでに時間がかかる、会費を集めるのが大変、といった運営上の悩みを解決するデジタルツールを複数紹介。必要な情報を集約していますので、自治会町内会の実情に応じた検討にご活用いただけます。

(3) 市民局 Web ページでも、ダウンロード可能です

横浜市 自治会町内会 DX

検索



▲自治会町内会 DX 応援事業 Web ページ

参考 連携事業者について

令和6年8月に、「自治会町内会 DX に関する提案」募集を行い、応募のあった事業者・団体15者と連携協定を締結しました（現在も事業者募集を継続実施中）。

事業者の提供するサービスによっては、この協定により、利用料金を特別価格にて提供しているところもあります。詳細は、事業者へお問合せください（問合せ先は、市民局 Web ページに掲載）。

裏面あり

連携事業者一覧（令和7年2月12日現在）

No	事業者・団体名	自治会町内会向けツール・サービス
1	株式会社タウンニュース社	ホームページ作成支援
2	アニバーサリーコンシェル株式会社	自治会町内会向けスマートフォンアプリ
3	小田急電鉄株式会社	
4	株式会社シーピーユー	
5	大東建託株式会社	
6	株式会社フィールド	
7	株式会社ワンベルウッズ	
8	三愛電子工業株式会社横浜技術センター	高齢者向け情報受信端末
9	PayPay株式会社	会費等のキャッシュレス決済
10	株式会社ブループリント・システムズ	自治会町内会館の鍵貸出リモート管理
11	株式会社ネオジャパン	スケジュール共有ツールなどアプリケーション提案
12	株式会社アイティサーフ	デジタルツール活用アドバイス等のコンサルティング
13	特定非営利活動法人ILove つづき	
14	特定非営利活動法人まちづくり エージェント SIDE BEACH CITY.	
15	<small>ウーマンネット</small> WOMANET 株式会社	

市民局地域支援部地域活動推進課
 担当 松永、石栗
 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
 Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

令和 7 年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について【情報提供】

1 趣旨

令和 7 年度予算案では、地域コミュニティの要である自治会町内会の皆様の活動をより支援できるよう、自治会町内会向けの補助金の新設や拡充等が盛り込まれています。

令和 7 年度予算案に計上している自治会町内会向けの主な補助金を一覧にまとめましたので、情報提供させていただきます。

来月（令和 7 年 3 月）の市連会・区連会で補助金申請の依頼をさせていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も交付対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 新設・拡充等される補助金（別紙一覧参照）

(1) 地域の防犯力向上緊急補助金【新設】

地域の防犯力向上に向けた公益的な取組について、緊急的に補助します。（資料 1 参照）

(2) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】

地域防犯カメラ 1 台あたりの補助上限額を引き上げます。

(3) 地域活動推進費補助金【拡充】

自治会町内会に交付する補助金の補助上限額を引き上げます。

(4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】

令和 6 年 3 月から実施した補助制度を令和 7 年度も実施します。（資料 2 参照）

4 添付資料

別紙 令和 7 年度 自治会町内会向け主な補助金一覧

資料 1 地域の防犯力向上緊急補助金について

資料 2 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について

5 備考

令和 7 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域の防犯力向上緊急補助金 電話 045-671-3709 佐々木、蔦井 (2) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口(大)、早野 メール： sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp	(地域活動、会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (3) 地域活動推進費補助金 川口(喜)、笹尾 (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 松永、高橋 電 話：045-671-2317 メール： sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp
--	--

市民局（一部総務局） 令和7年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期・窓口	案内時期 () 内：問合せ先
補助の新設 地域の防犯力向上緊急補助金	自治会町内会等が、地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組（例：防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、センサーライト等防犯設備機器整備、防犯講座開催）への補助。補助率 9/10、 <u>上限 20 万円</u> ※資料 1 参照	4～10 月末 事務委託事業者	3 月市連会・区連会 （4 月以降事務委託事業者へ。それまでは市民局地域防犯支援課、区地域振興課）
上限額引き上げ 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助率 9/10、 <u>上限 21 万→28 万円</u>	4～7 月末 区地域振興課	3 月市連会・区連会 （区地域振興課）
上限額引き上げ (単位自治会町内会への補助のみ) 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助。 <u>上限額 700 円→900 円</u> ×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6 月 区地域振興課	3 月市連会・区連会 （区地域振興課）
補助の継続 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED 照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率 2/3、上限あり ※資料 2 参照	4～9 月末 事務委託事業者	3 月市連会・区連会 （市民局地域活動推進課）
例年同 地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200 円（年、定額）	4～6 月 区地域振興課	3 月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 自治会町内会館整備費補助金	昨年、7 年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。補助率 1/2、上限：新築・購入 1500 万円（1 m ² あたり 12.5 万円を限度）、修繕 250 万円等	※8 年度整備に向けた事前申出 4～6 月 区地域振興課	4 月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1 世帯 160 円）	4～6 月（予定） 区総務課	4 月区連会 （区総務課）

※LED 防犯灯設置維持管理事業：自治会町内会等の申請により 300 灯（電柱共架型）の新設

（申請時期：4～5 月末、窓口・問合せ先：区地域振興課、3 月に案内）

※令和 7 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 制度概要

1 目的

いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生し、市民の不安が高まる中、自助・共助・公助を組み合わせ、社会全体での防犯対策の強化が求められています。

ついては、地域住民が安心して暮らせるよう、自治会町内会の地域防犯対策への緊急支援を行い、住民一人ひとりの防犯意識や地域の防犯力を高めることで、安全安心なまちづくりの推進を図ります。

こうした取り組みを通じ、地域コミュニティの活性化に繋がっていきます。

2 緊急対策事業の趣旨

本事業は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、当該交付金メニューのひとつとして実施するものです。

交付金活用の基本的な考え方として、「地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能」と示されたことから、令和7年度は、既存の本市地域活動推進費補助金事業の一部を拡充する形で、緊急的な補助金交付を実施するものです。

3 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

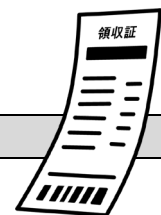
4 補助要件

- (1) 自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの
- (2) 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの
- (3) 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付のあるもの
- (4) 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの

5 補助率、補助上限額等

- (1) 補助率 10分の9
- (2) 補助上限額 20万円 ※補助対象事業（取組）合算での上限額（千円未満切り捨て）

◆1団体につき、申請は1回です。

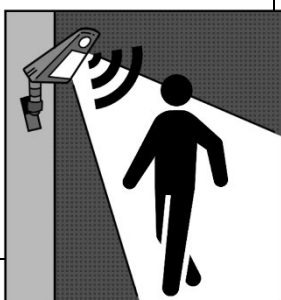


6 補助対象事業

自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組

(例)

補助対象事業（取組）の例	補助対象事業（取組）の具体例
①防犯パトロールの実施	<ul style="list-style-type: none"> 青色回転灯等装備車（青パト）にかかる費用 地域防犯パトロール活動に必要な物品（防犯ベスト、誘導灯等）の購入
②防犯啓発グッズの作成・購入	<ul style="list-style-type: none"> 防犯啓発用のぼり旗の購入 各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入 防犯啓発チラシの作成
③センサーライト等の灯りの整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域の暗がり解消のためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 <p>（自治会町内会管理である旨明示すること）</p>
④その他防犯設備機器の整備	<ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラ等の防犯設備機器の整備 整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 <p>（自治会町内会管理である旨明示すること）</p>
⑤防犯講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民を対象とする特殊詐欺防止対策や強盗・空き巣対策等に係る啓発を行う講座、研修会、相談会への講師費用 講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用 講座当日に配布する冊子やサンプル物品（防犯フィルム、防犯ブザー等）の購入
⑥その他、上記に該当しない防犯に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> 迷惑電話防止装置を見守りの必要な方に貸与 見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定



7 補助対象外事業

- 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみ防犯対策に留まるもの
- 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- 第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等を行うことを目的として実施するもの
- 補助対象経費以外の経費と混同して積算されており、補助対象経費との区別ができないもの

8 補助対象外経費

補助対象の事業であっても、次の経費は対象外とします。

- (1) 各種保証・保険料、振込手数料
- (2) 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- (3) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (4) ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- (5) 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- (6) 飲食等に要する費用
- (7) 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- (8) 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- (9) 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

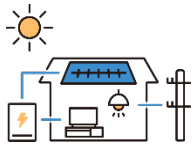
9 手続の流れ（下線部：申請団体が実施）

- (1) 団体内の意思決定
- (2) 事業（取組）の実施、支払い等：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (3) 交付申請兼実績報告の提出：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (4) 交付決定兼交付額確定の通知
- (5) 補助金請求書の提出：令和7年12月26日（金）まで
- (6) 補助金の振込

10 よくある質問

	質 問	回 答
(1)	不明点はどこに問合せればよいか	今回お示しした内容より詳しいことは、未定の部分が多くありお応えできかねますので、しばらくお待ちください。 3月12日開催の市連会定例会で詳しくお知らせし、同日ホームページにも掲載します。あわせて、4月1日以降のお問合せ・受付窓口（事務を委託する事業者）についても、電話番号、電子メールアドレスのほか、申請書類の郵送先住所（市内郵便局私書箱宛ての予定）をご案内します。
(2)	申請の提出方法は	4月1日から受付窓口（委託事業者）にて、郵送又は電子メールでの受付を開始します。持参による提出を特に希望する場合は、区地域振興課にお預けください。

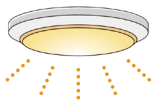



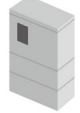
(3)	領収書の写しの添付は省略できるのか	国の交付金を利用し実施することもあり、省略はできません。令和7年4月1日から10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付がなければ補助金の交付はできませんので、必ず領収書を手配してください。
(4)	防犯カメラの設置に使えるのか	利用できます。『地域防犯カメラ設置補助金』では補助対象外となる、自治会町内会がマンション敷地内の共用部分を撮影する防犯カメラの整備などにも利用できます。なお、防犯カメラを設置する際には「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の規定に沿った運用が必要です。
(5)	自治会町内会が維持管理する地域防犯灯の整備に使えるのか	利用できます。灯具の購入費、独立柱を建てる等の付帯設備の設置費を含む工事費だけでなく、同所に整備する場合の既存設備の処分等に関する費用も経費も対象となります（撤去のみの実施には使えません）。なお、街路灯に用いる蛍光灯は、令和9年末までに製造及び輸出入が禁止されますので、この機会に、所有する地域防犯灯を蛍光灯からLEDに交換することを御検討ください。
(6)	お金を立替えて取組を実施した後に申請するのか	お見込みのとおりです。地域の皆様にとって必要な防犯対策を速やかに行っていただけるように、清算払いによる事業実施後に、補助申請と同時に実績報告をいただく制度としました。
(7)	実施後に「この取組は交付対象外」と言われては困る	地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組について、広く補助の対象としています。補助対象の取組の具体例（上記6）を参考としていただきながら、地域で必要な防犯対策の検討を進めてください。 ※補助対象外経費（上記7・8）にもご注意ください。
(8)	予算が不足することはないのか	予算の範囲内での補助にはなりますが、多くの自治会町内会等からのご申請にお応えできるよう十分な予算案としております。 是非、自治会町内会内で情報共有いただき、ご検討を始めてください。
(9)	令和8年度以降も続く制度か	いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生する中で、市民の皆様等からの不安の高まりのお声を受け、令和7年度は、国の重点支援地方交付金を利用して緊急的に実施するものです。



令和7年度も、自治会館等への

4月1日～
申請開始

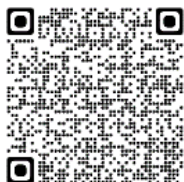
省エネ設備の導入補助 実施予定

■対象製品		
LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 補助上限額 60万円 省エネ性能 ★★★★★4.0 ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品 電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)	 補助上限額 130万円 家庭用 省エネ性能 ★★★★★2.4 統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4 以上 業務用 トップランナー基準達成製品	 断熱窓  太陽光 発電設備  蓄電池 補助上限額 合算で 200万円 いずれかの実施でも申請ができます。
■対象団体		
会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会 ※6年度同様に、会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点 としている町内会等も補助対象とします。		
Q:6年度、この補助金を利用してエアコンを導入したが、7年度、別の場所のエアコン や断熱窓の補助金利用はできるのか？		
A:ご利用いただけます。		

※本補助金の実施は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

手続きの詳細は、3月の市連会・区連会でお知らせし、3月12日頃ホームページに掲載予定です

[参考] 6年度補助制度の内容



←市 WEB
6年度補助制度紹介ページ

横浜市 会館脱炭素



担 当:市民局地域活動推進課

連絡先:045-671-2317

sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

令和 7 年度からの鶴見区庁舎駐車場の指定管理者変更に伴う利用料金改定等について

令和 7 年度から、庁舎駐車場の指定管理者が、現在の日本パーキング株式会社からタイムズ 2 4 株式会社連合体に変更となります。

庁舎駐車場利用料金は、指定管理者からの提案のもと、近隣の民間駐車場等と同水準とすることとしており、4 月から以下のとおり変更になります。この変更は条例で定める料金の上限である、「30 分までごとに 300 円」の範囲内で行うものです。

指定管理者の変更に伴い、3 月から 4 月にかけて料金徴収機器等の入れ替え工事が発生します。

1 開庁時間帯の利用料金の改定

(1) 改定内容

現行料金	改定後
30 分/150 円 最大料金 17:30~8:00 1,000 円	30 分/200 円 最大料金 (※) 17:30~8:00 1,000 円 ※前日営業終了時に在庫しなかった車両

(2) 改定理由

料金体系を周辺相場に合わせるため。

2 利用料金の減免

区役所に諸手続きや相談、乳幼児健診等で来庁された方等には、従来通り利用料金の減免を行います。

3 料金徴収機器等の入れ替え工事期間

令和 7 年 3 月～4 月（具体的な日程について事業者と調整中）

※開庁時間内は整理員を配置することにより、来庁者へのご案内を丁寧に行います。

4 利用者への広報

利用料金の変更や工事日程等について、3 月上旬から区庁舎や駐車場内に掲示し、周知します。併せて、区ウェブサイトや広報よこはま各区版 3 月号で周知を図ります。

【問い合わせ先】 市民局地域施設課 細谷、相澤
TEL: 671-2086 FAX: 664-5295
E-mail: sh-chiiki@city.yokohama.lg.jp

広域避難場所区域等の見直しについて

広域避難場所は、昭和 47 年の指定開始以降、耐火構造住宅の普及や人口の増減、都市計画や再開発などの状況を反映するため、これらの都市環境の変化について定期的に調査し、必要に応じて区域等の見直しを実施することとしています。

この度、都市環境の変化等を踏まえ、鶴見区内の一部の広域避難場所区域等について見直しを実施しますので、ご報告します。

1 区域等の見直しを実施する広域避難場所

別紙「区域等の見直しを実施する広域避難場所」のとおりです。

2 運用開始時期

令和 7 年 4 月 1 日付で、見直し後の広域避難場所区域等を適用し、以降運用していきます。

3 地域への周知方法

区連会后、自治会町内会長あてに資料を送付いたします。

また、横浜市ウェブサイトにおいて変更後の広域避難場所区域等を掲載するほか、鶴見区の発行するマップについても順次更新していく予定です。

担当：総務局地域防災課

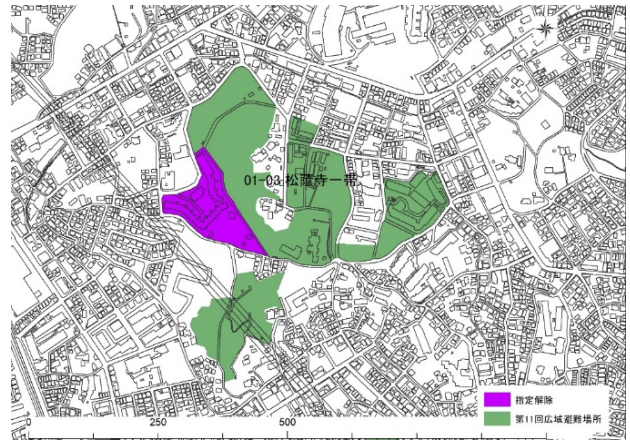
森崎、福田

TEL:671-2011

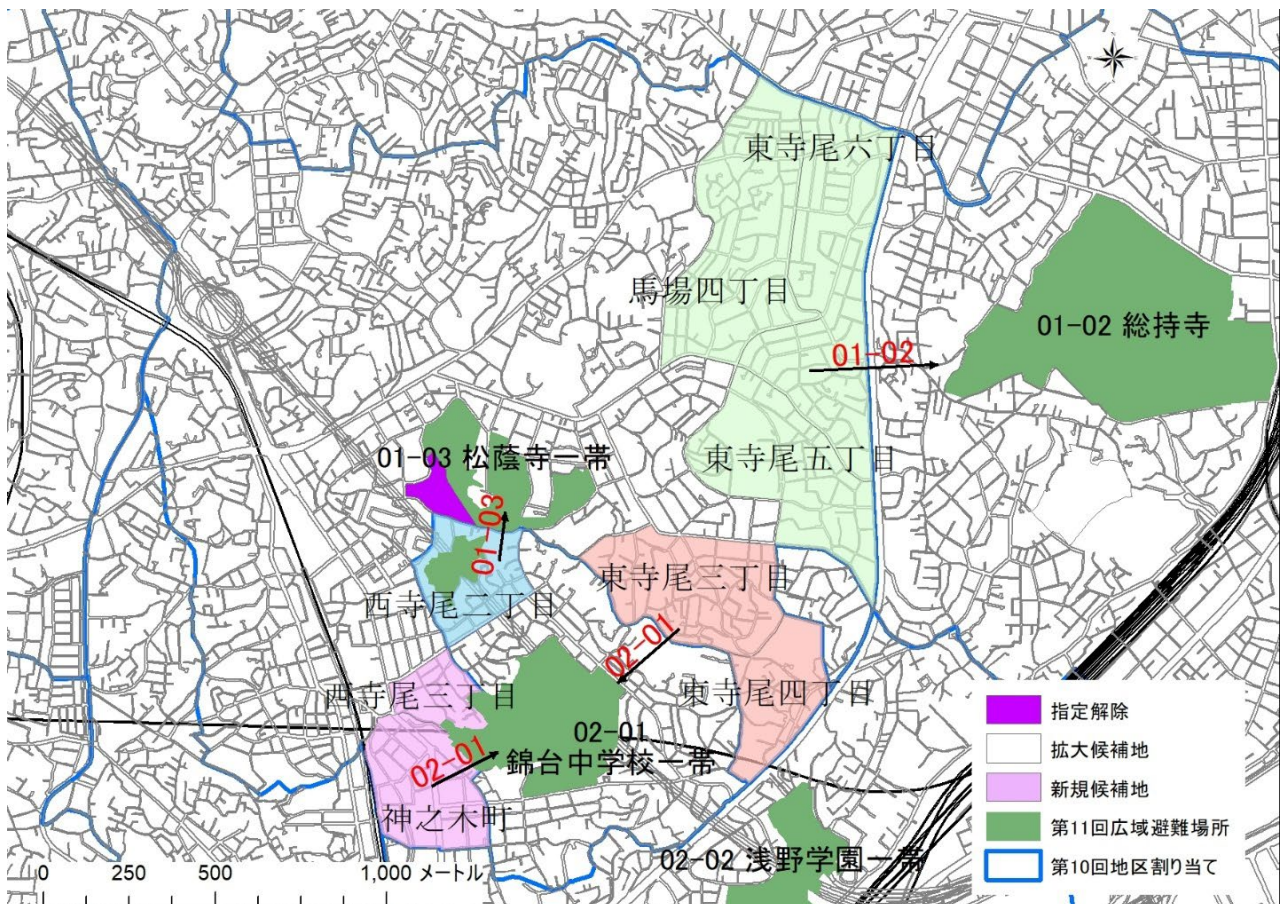
01-03 東寺尾配水池及び松蔭寺一帯

【一部指定解除、名称変更、地区割当変更】

- 「01-03 東寺尾配水池及び松蔭寺一帯」のうち、右図の指定解除部分（紫部分）については、広域避難場所として避難するに適さない区域であるため、一部指定を解除します。
- この一部指定解除に伴い、広域避難場所の名称を「東寺尾配水池及び松蔭寺一帯」から「松蔭寺一帯」に変更します。
- この一部指定解除によって、一人当たりの使用可能面積が $1 \text{ m}^2/\text{人}$ 未満になってしまうため、馬場四丁目、東寺尾五、六丁目を 01-02 総持寺へ、神之木町、東寺尾三丁目、東寺尾四丁目の一部、西寺尾三丁目の一部を 02-01 錦台中学校一帯へ編入します（地区割当変更）。
- 01-03 松蔭寺一帯の一部が 02-01 錦台中学校一帯の地区割り当ての中にあるため、該当箇所の西寺尾二丁目の一部を 01-03 松蔭寺一帯へ編入します。



広域避難場所	使用可能面積 m^2	区域変更前		区域変更後	
		避難人口	一人当たり使用可能面積 $\text{m}^2/\text{人}$	避難人口	一人当たり使用可能面積 $\text{m}^2/\text{人}$
01-03 松蔭寺一帯 (旧東寺尾配水池及び松蔭寺一帯)	46,950	55,059	0.85	39,929	1.18
01-02 総持寺	198,457	104,614	1.90	109,830	1.81
02-01 錦台中学校一帯	52,206	24,659	2.12	31,189	1.67



第5期鶴見・あいねっと（鶴見区地域福祉保健計画）策定の検討状況について

鶴見区では、令和6から7年度の2年間をかけて、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする「第5期鶴見・あいねっと（鶴見区地域福祉保健計画）」の策定に取り組んでいます。

令和6年度の計画策定の検討状況について報告します。

1 策定に向けた令和6年度の取組

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定検討プロジェクト				○		○			
あいねっと推進委員会	◇				報告			◇	
区民アンケート（資料1参照）		調査	集計・報告書作成					公表 ☆	
地域分析調査（資料2参照※） ※抜粋版									
関係団体アンケート									

2 第4期鶴見・あいねっとの成果（抜粋）

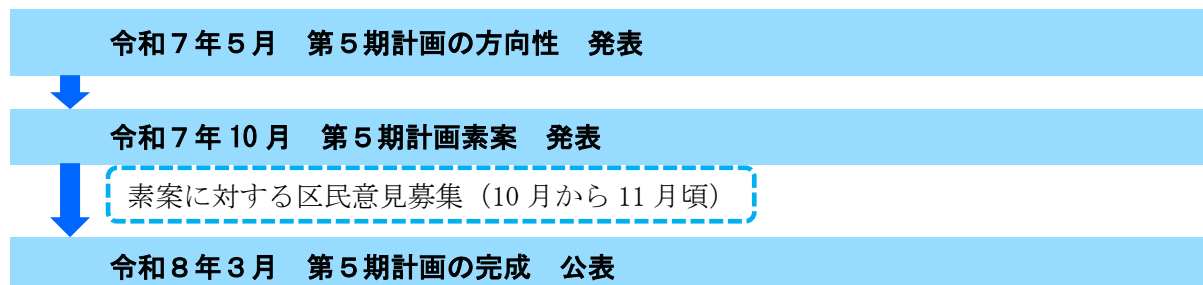
- (1) コロナ禍以降は、実施形態を工夫しながら、お祭りや地域行事、居場所や趣味を通じた活動など多様な切り口で、地域交流の取組が行われている。
- (2) 各種連絡会への民間企業の参加や、地域の担い手講座に対しては若い世代の参加があるなど、新たな団体・世代とのつながりが生まれている。
- (3) 認知症カフェや介護者の集いなど、当事者や家族が参加できる場づくりが孤立予防につながっている。また、子ども食堂や地域食堂など、新たな居場所も増えている。
- (4) 地域活動に再開に向けて、感染症対策についての啓発、フレイルや閉じこもり予防講座が開催された。また、土曜開催や託児付講座など、どのような世代でも健康づくりに参加できる工夫をしながら企画している。

3 次期計画に引き継がれる課題（抜粋）

- (1) 高齢化や担い手不足で活動継続が危ぶまれている一方、地域貢献したい一般企業も増えており、福祉の分野を超えたつながりを考えていく必要がある。
- (2) 困りごとを相談しづらい人も、地域での世間話や自分の慣れた場所であれば、相談につながることもあるため、様々な居場所があること、居場所につながりやすいこと、居場所に出た相談を受け止めてつないでいくことが重要。
- (3) お互いに声をかけあい助け合える関係づくりのためには、外国にルーツのある方、障害のある方、性的マイノリティの方などそれぞれの多様な背景を理解し、当事者視点で考えることや、支援者同士がお互いを理解して連携することが重要。

- (4) 心身の健康に向けて、地域や参加者のニーズにあった新たな健康づくり企画の実施や、介護予防に関する居場所づくり、ボランティア活動の場づくりを進め、新たな参加者を増やしていくことが大切。

4 今後のスケジュール（予定）



担当：福祉保健課事業企画担当 高菱・宇佐美・岩本
TEL510 - 1826

鶴見区地域福祉保健計画（鶴見・あいねっと） 区民アンケート調査結果がまとまりました！

令和 8 年度から始まる第 5 期鶴見区地域福祉保健計画（鶴見・あいねっと）の策定に先立ち、区民の皆さまの地域活動や福祉、保健などの身近なことへのお考えについてお伺いするために、区民アンケート調査を実施しました。

このたび、調査結果がまとまりましたのでご報告します。

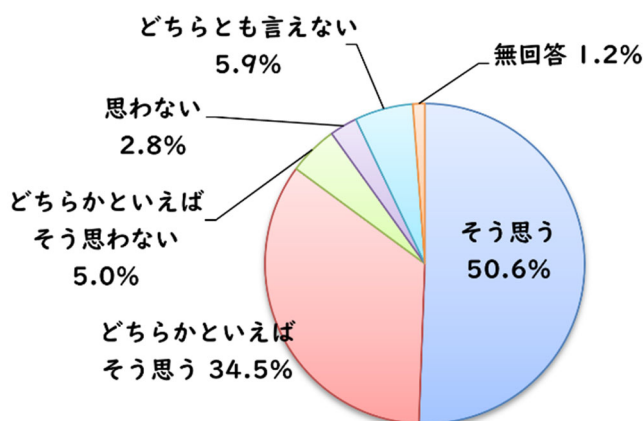
Ⅰ 調査結果の要点

○設問

「現在お住まいの地域に、
これからも住み続けたいと
思うか」

→ 「そう思う」・

「どちらかといえばそう思う」
人の合計は **8 割半ば**



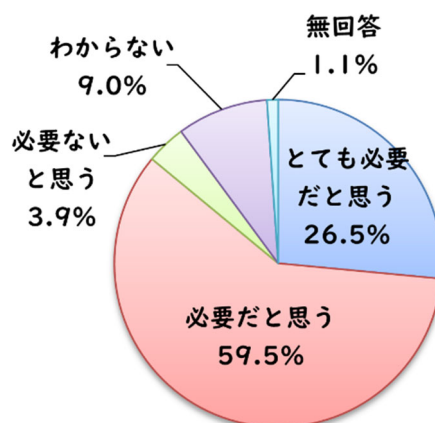
○設問

「災害時に地域での助け合いが
行われるためには、日頃から
地域で顔の見える関係が築けて
いることが必要だと思うか」

→ 「とても必要だと思う」・

「必要だと思う」

人の合計は **8 割半ば**



※主な調査結果は別添資料をご覧ください。

裏面あり



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



2 調査概要

調査対象	鶴見区に居住する満18歳以上の男女2,000人（うち外国籍区民100人） ※住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	調査票を郵送、回答は郵送又はインターネット
調査期間	令和6年8月9日～9月11日
回収結果	800件（回収率：40.0%）
報告書	https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kenko-iryō-fukushi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/fukushi-plan/5ainet.html

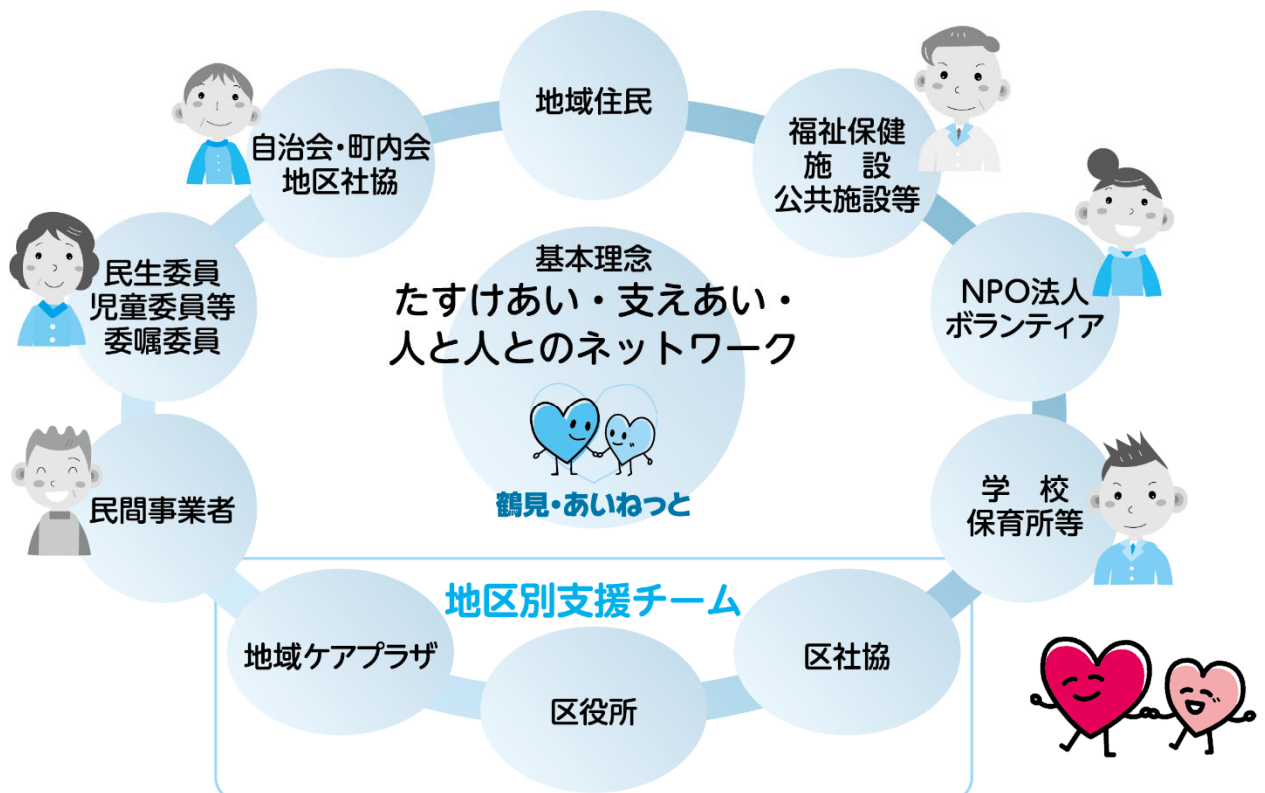


3 鶴見区地域福祉保健計画（鶴見・あいねっと）とは

地域福祉保健計画とは、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関（行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザ等）が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的とした計画です。

鶴見区では、子どもも大人も、障害のある人も誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくりのために活動を「鶴見・あいねっと」と呼び、「たすけあい・支えあい・人と人とのネットワーク」を基本理念として、区民の皆さま、関係団体・機関、事業所等とともに取組を進めています。

令和8年度から令和12年度までが計画期間となる第5期「鶴見・あいねっと」の策定に向け、現在各地区においても話し合いが行われているところです。



お問合せ先		
鶴見区福祉保健課長	藤牧 武之	Tel 045-510-1790



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

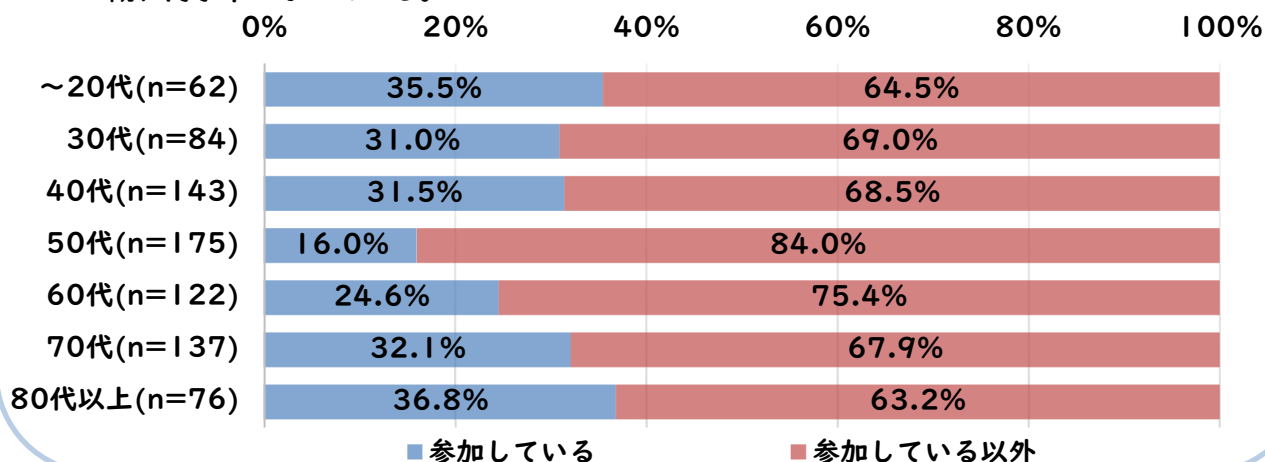
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



■ 主な調査結果

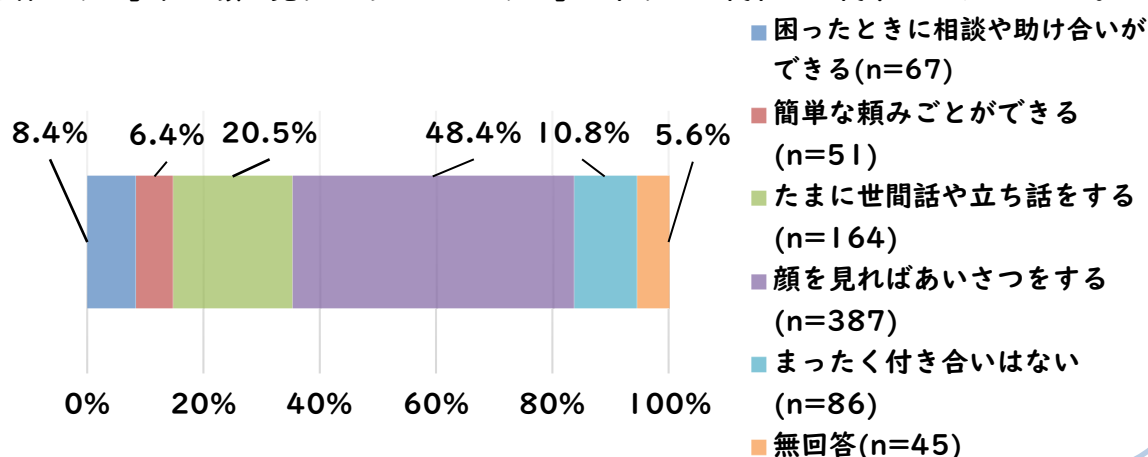
【年代ごとの「地域活動」への参加状況】

地域活動の参加については、50代が低くなっており、～20代や30代は70代、80代以上と概ね同水準となっている。



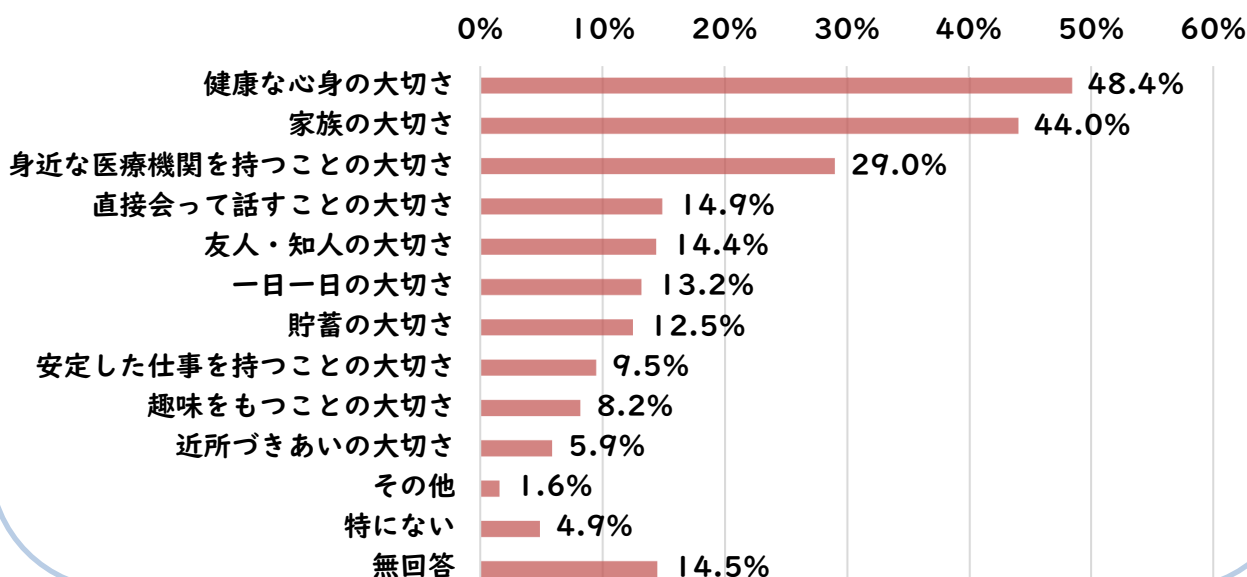
【日頃、近所の人との程度の付き合いをしていますか】

「困ったときに相談や助け合いができる」、「簡単な頼みごとができる」、「たまに世間話や立ち話をする」、「顔を見ればあいさつをする」を合わせた割合は8割半ばとなっている。



【新型コロナウイルス感染症の感染拡大前よりも一層大切と思うようになったことを教えてください】

約5割の人が「健康な心身の大切さ」を一層大切と思うようになったと回答した。



鶴見区地域福祉保健計画の策定や推進に向けた地域分析調査結果（抜粋）

1 地域分析調査の概要

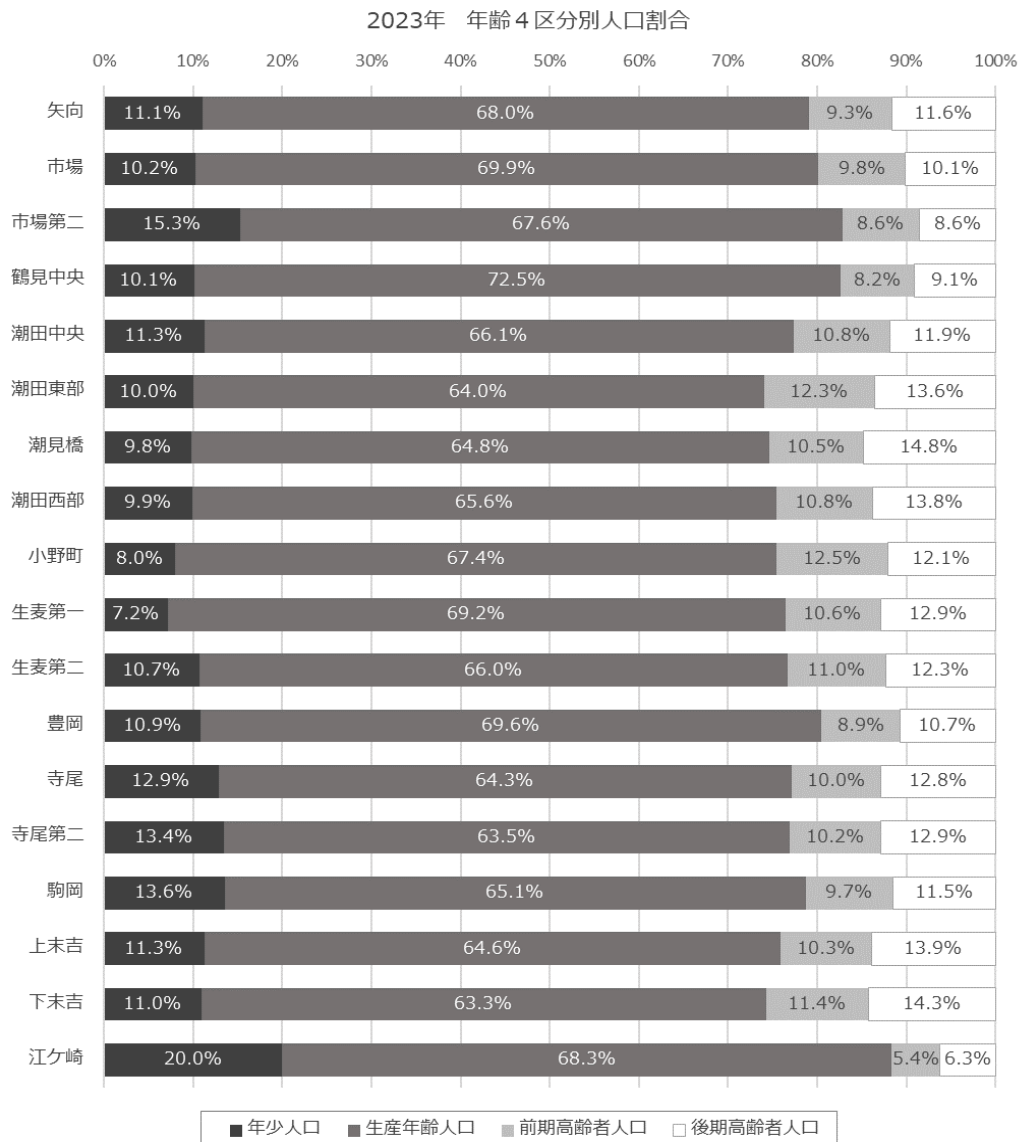
第5期鶴見・あいねっと（鶴見区地域福祉保健計画）策定の基礎資料とするため、人口動態、子どもや高齢者、障害者、生活保護・生活困窮、健康関連指標、社会参加や社会資源の状況について、統計上の現状及び変化についてまとめた調査です。

地区ごとの地区別計画の推進に役立てていただけるよう、可能な範囲で、連合町内会等単位ごとのデータとしてとりまとめました。

2 結果（抜粋）

(1) 連合ごとの年齢4区分人口割合（年少、生産年齢、前期高齢者、後期高齢者）

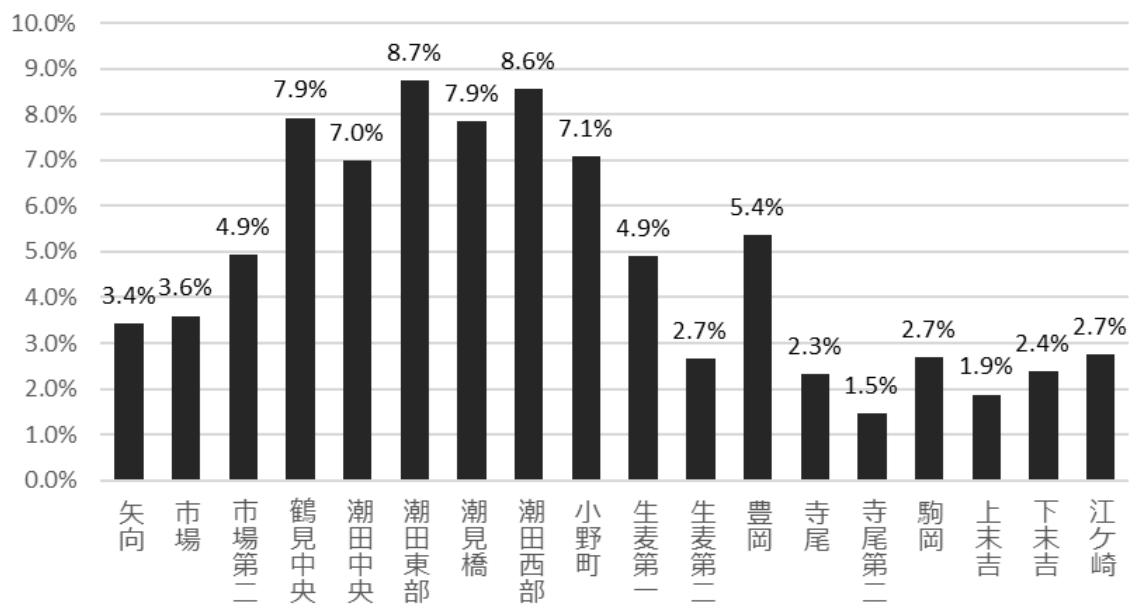
2023年の年齢区分ごとの人口割合で最も多いのは、年少人口は「江ヶ崎」で20.0%、生産年齢人口は「鶴見中央」で72.5%、前期高齢者人口は「小野町」で12.5%、後期高齢者人口は「潮見橋」で14.8%となりました。



(2) 外国人住民比率

2020年の外国人住民比率は、「潮田東部」が8.7%と最も多く、次いで「潮田西部」が8.6%、「鶴見中央」「潮見橋」が7.9%と続いています。

2020年 外国人住民比率(国勢調査による)



出典：横浜市 HP「統計情報ポータル（国勢調査）」, 2020

令和7年度 共助のための防災活動支援事業



「共助」とは、皆さんで互いの安全・安心のために協力しあう地域活動の意味です。

「みんなの町をみんなで守る」ことは、地域の皆さんにとって、最も効果的な防災対策です。

『共助のための防災活動補助金制度』は、地域防災力の向上を目的として、地域における様々な防災活動を支援するための制度です。

※対象となる活動に指定がありますのでご注意ください。

～『共助のための防災活動補助金』の概要～

□対象となる団体

主に鶴見区民により組織され、鶴見区内を主な活動場所とする団体

□対象となる活動

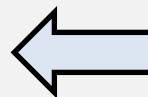
地域防災力の向上につながる活動のうち、**区が指定する取組**

□補助金額

上限 15 万円（対象経費の 10 分の 9 以内）

【注 意】令和7年度内に完結すること。

令和6年度にも申請された場合は、補助率が逡減されることがあります。



申請書類は
こちらから

※詳細は次頁以降に記載しています。

■申請受付期間

令和7年2月6日（木）～2月28日（金）

※受付時間は8時45分～17時（土、日、祝日を除く）

■提出・お問い合わせ先

鶴見区役所総務課庶務係防災担当（区庁舎5階5番窓口）

〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1

《電話》045-510-1656 《FAX》045-510-1889

《Eメール》tr-bousai@city.yokohama.lg.jp

まずは、防災担当までご相談ください！

共助のための防災活動補助金制度

1 目的

地域防災力の向上を目的として、地域の様々な団体や人々による共助のための自主的な活動を行う際の資金の一部を支援します。

2 対象となる団体

主に鶴見区民により組織され、鶴見区内を主な活動場所とする団体であること。
自治会・町内会等、PTA、NPO、ボランティアグループ、その他市民活動団体

3 対象となる取組

地域防災力の向上につながる活動であり、原則次の一覧に該当すること。

取組	例
①避難場所の多様化・分散化（在宅避難含む）に寄与する取組	・在宅避難啓発チラシ作成 ・地域施設等と連携した災害時避難場所の確保
②地域特性（災害時リスク）に応じた防災・減災対策	・防災まち歩き ・地区ごとの防災マップ作成、防災訓練の実施
③小・中学生等を対象とした取組	・防災講座、教材の購入、啓発イベントの開催
④災害時ペットに関する取組	・ペット同行避難の啓発活動 ・飼い主間のコミュニティづくり
⑤災害時要援護者支援対策	・安否確認カードの作成 ・要援護者避難訓練
⑥マンション管理組合における防災活動	・マンション管理組合における防災マニュアルの作成 ・資機材や倉庫、マンホールトイレ等設備の充実化
⑦外国人等への防災支援活動	・外国人を対象とした防災セミナーの開催 ・外国語での啓発チラシ作成
⑧妊産婦・乳幼児を対象とした取組	・妊産婦・乳幼児を対象とした防災セミナーの開催 ・妊産婦・乳幼児を対象とした防災訓練の実施 ・妊産婦・乳幼児向け啓発冊子の作成

※原則として単年度で完結するものとします。

※上記に該当する場合であっても、次の①～④に該当する場合は、対象外とします。

対象外
① 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
② 政治活動又は宗教活動を目的としたもの
③ 同一の企画内容で鶴見区・横浜市又は社会福祉協議会などの（本市以外の）他の団体からの補助を受けているもの
④ 代表者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定する暴力団員

4 補助内容

補助金額	上限 15 万円（対象経費の 10 分の 9 以内）※
補助期間	単年度（補助金の交付決定を受けた年度とします。）

※最初に補助金を受ける年は補助対象経費の 10 分の 9 かつ 15 万円以内の額、2 年目は補助対象経費の 10 分の 7 かつ 15 万円以内の額、3 年目以降は補助対象経費の 10 分の 5 かつ 15 万円以内の額となります。

5 対象経費


	項目
①	事務費（消耗品費、印刷費、通信運搬費、交通費、会議飲料費）
②	管理費（家賃、光熱費、人件費）
③	備品購入費、消耗品費（材料費等）
④	講師、指導者、協力者への謝礼
⑤	活動参加者に対する保険料
⑥	施設、機材などの使用料・賃借料
⑦	委託費（資機材点検、修繕、工事費）
⑧	その他必要と認めるもの

- ・親睦的な飲食費、他団体への会費や寄付など、直接、活動や取組にかかる経費でないものは対象外とします。
- ・本補助金を利用した同様の備品の購入は、原則 3 回までとします。
- ・領収書（レシート）の日付が、「補助金交付決定通知書」の日付以降の経費が対象となります。
- ・事業終了後、活動内容を審査しますので、領収書（レシート）の保管をお願いします。また、余剰金等が認められる場合には補助金を返還していただきます。
- ・公共施設（公園等）を使用する活動の場合はあらかじめ施設管理者の許可・承認を得てください。

6 申請方法

◇次の申請受付期間中に、提出書類を区役所総務課庶務係防災担当へ提出してください。

※書類提出の前に、まずは区役所総務課庶務係防災担当にご相談ください。

申請受付 期間	令和 7 年 2 月 6 日（木）～2 月 28 日（金）	
	受付時間：8 時 45 分～17 時（土・日・祝日は除く）	
提出場所	鶴見区役所総務課庶務係防災担当（区庁舎 5 階 5 番窓口）	
提出書類	①	補助金交付申請書
	②	事業計画書
	②	収支予算書
	③	団体概要書（申請者が法人の場合）
	⑤	その他区長が必要と認めるもの
各様式については、鶴見区役所ホームページからダウンロードできます。		
https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/bosai_bohan/saigai/hojokin/kyoujo.html		

7 対象事業の公表

◇対象事業の概要及び団体名等は、ホームページ等により公表します。

◇提出された書類等については、個人情報を除き、原則として公開の対象となります。

8 審査

◇事業内容・補助対象経費は、次の視点により審査し、予算の範囲内で補助します。

項目	説明
防災についての課題	地域防災の課題を具体的に捉えているか
防災に対するニーズ	地域のニーズを反映しているか
計画性	計画した活動内容や経費等が適切で、年度内に実現できる計画か
企画力	事業を実施するうえで、工夫やアイデアがあるか
継続性	事業を実施するうえで、次年度以降も発展・継続することは可能か

9 スケジュール

	申請者	区役所
2月	<p>区民の皆さんにお知らせ (自治連合会、ホームページ等)</p> <p>申請書提出</p>	<p>募集の開始 (2/6)</p> <p>募集の締め切り (2/28)</p>
3月		<p>審査、交付決定</p> <p>交付 (不交付) 決定通知書 (中旬)</p>
4月	<p>活動開始</p> <p>補助金請求</p>	<p>補助金交付 (中旬～下旬)</p>
5月	<p>活動期間</p>	
3月	<p>実績報告</p>	<p>補助金確定通知</p>
4月	<p>精算期間</p>	<p>精算期間</p>

【注意】事業終了後は、すみやかに実績報告を行ってください。

10 令和6年度 補助金交付団体の具体的な活動事例

No	団体名	事業目的	主な事業内容
1	鶴見レスキューパウズ	災害時のペット同行避難における飼い主の責任、行政が発信している情報の周知及び逃げ遅れや避難を躊躇しないための備えについてセミナー等を通じて市民へ啓発する。	<ul style="list-style-type: none"> 飼い主向けセミナーの開催 ペット簡易避難グッズの作成と配布
2	シークレイン共同防火防災管理協議会	シークレインを利用するすべての人が、防災に関するイベントを通じて、共助の活動を活性化する。また、人命安全の確保を最優先課題と位置づけ、災害時のマンション住民の相互支援体制を構築する。	<ul style="list-style-type: none"> 防災コンサルティング 住民への啓発資料作成
3	特定非営利活動法人こんいち・国際交流の会	日本で暮らす外国人が災害時に適切な対応を取れるように、実践的な防災の体験学習を提供し、活動を通して外国人の防災意識の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 外国人のための防災教室開催



地域課題を解決する
新たなチャレンジを支援します！

令和7年度

鶴見区 新たなチャレンジ応援補助金

募集要項

申請受付期間

令和7年2月1日(土)から2月28日(金)まで

対象事業

鶴見区内全域又は鶴見区内の特定の地域における課題の解決を図る新たな事業で、事業開始から3年以内のもの

対象団体

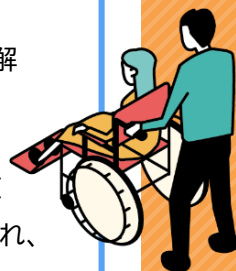
構成員が3人以上、かつその半数以上が鶴見区民(在住・在勤・在学)で、鶴見区を活動の拠点とする団体により組織され、区民が自由に参加できる活動を行っている団体(ボランティアグループ、市民活動団体、自治会町内会等)

補助内容

補助対象経費の10分の9以内(上限10万円)

※この事業は、令和7年度予算の成立を前提としています。

スマホの方は
こちらから▼



問合せ先

鶴見区役所 区政推進課 地域力推進担当

鶴見区鶴見中央3-20-1(5階3番窓口)

電話:510-1678 メール:tr-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp

1 目的

魅力あるまちづくりや住民の交流支援など、区民の皆様が自主的に取り組む地域の課題解決に向けた新たな事業について、補助金で支援します。

新たなチャレンジ応援補助金は、いつまでも住み続けたいまちをつくる区民の皆様の新たなチャレンジを応援します。

2 補助対象団体

補助の対象となる団体は、次の事項を全て満たす団体です。

- (1) 主に区民（在住、在勤）により組織され、区民が自由に参加できる活動を行っている団体（ボランティアグループ、市民活動団体、自治会町内会等）であること。
- (2) 規則、会則等の定めがあり、団体として民主的な意思決定の場があること。
- (3) 継続して活動している団体、又は新たに設立され、継続して活動する見込みがある団体であること。
- (4) 公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

前述の要件に関わらず、次のいずれかに該当する団体は補助対象外とします。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）並びに暴力団及び暴力団員の統制の下にある団体
- (2) 代表者又は役員に暴力団の構成員等に該当する者があるもの

3 補助対象事業

補助金の交付の対象となるのは、鶴見区内全域又は鶴見区内の特定の地域における課題の解決を図る事業であって、事業開始から3年以内のものに該当するものとします。

※ 補助対象事業は、年度を通じて1団体あたり1件限りです。

上記の要件に関わらず、次のいずれかに該当する事業は補助対象外とします。

ア 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業

イ 政治活動又は宗教活動を目的とした事業

ウ 同一の企画内容で鶴見区又は横浜市の補助を受けている、又は受ける見込みのある事業

※ 鶴見区社会福祉協議会など本市以外の団体から補助を受ける事業については、審査に際して補助対象外事業としたり、補助金交付決定に際して交付額を減額することがあります。

エ 会員相互の親睦や交流のみを目的とする事業

オ 公序良俗に反する事業

■過去の補助対象事業について

https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/genki/chiikigennki.html

区ホームページに掲載しています。

※スマホの方は右の二次元コードからご確認いただけます。



4 補助内容

(1) 補助期間

1つの事業につき、最長3年間

※ 補助期間は、単年度が原則です。次年度も同一事業を継続して実施する場合は、毎年度申請が必要であり、その都度審査があります。

※ 補助金は、交付決定後から翌年3月31日まで使用できるものとし、次年度に繰り越すことはできません。

(2) 補助金額

1年目：補助対象経費の10分の9以内（上限100,000円）

2年目：補助対象経費の10分の5以内（上限50,000円）

3年目：補助対象経費の10分の3以内（上限30,000円）

※ 補助金額の算定に当たっては、1千円未満の額の端数は切捨てとします。

※【注意】この事業は、令和7年度予算の成立を前提としています。

5 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業の実施に直接かかる経費とし、次の表のとおりです。

この表にない経費については、審査委員会の審査により補助対象経費に該当するか判断します。

経費項目		主な補助対象経費	※補助対象と認められない経費
1 事務費	消耗品費	事業実施に必要な事務用品（インク、カートリッジ含む）、消耗品（単価1万円未満）、の購入代	
	印刷費	広報物（チラシ・ポスター・資料・マップ等）の印刷、事業に関する資料のコピー代	
	通信運搬費	郵便切手・はがき代、直接事業に係るインターネット経費	個人名義の携帯電話の通話料、インターネット通信料
	交通費	公共交通機関の運賃	
2 原材料費		事業実施に必要な原材料、地域食堂・子ども食堂等に係る食料・食材等の仕入れ又は購入に係る費用	申請団体構成員への親睦的な食料・飲料費等
3 報償費		団体外部の講師・指導者・協力者等への謝金	申請団体構成員への謝金
4 保険料		活動参加者に対するイベント保険、レクリエーション保険	
5 使用料及び賃借料		会議室、機材、機材運搬に使用する車両・駐車場などの使用料・賃借料	
6 備品費		事業実施に必要となる備品等（単価1万円以上）の購入代	
7 その他、補助対象事業の実施に直接かかる経費として区長が必要と認めたもの		家賃、光熱水費	直接人件費

※ 補助対象経費の注意点

- 備品については、購入額が1件1万円以上で、申請時に補助金申請額の2分の1を超える場合には「備品等購入説明書（第5号様式）」を、実績報告時に補助金交付決定額の2分の1を超える場合には「備品等管理報告書（第13号様式）」の提出が必要になります。
- 事業終了後、活動内容を審査しますので、領収書（レシート）の保管をお願いします。

6 申請方法

補助金を申請する団体は、次の書類を作成し、申請受付期間に提出してください。

- (1) 提出書類 ※様式データは、区ホームページにも掲載しています。
 - ①補助金交付申請書（第1号様式）
 - ②事業計画書（第2号様式）
 - ③収支予算書（第3号様式）
 - ④団体概要書（第4号様式）
 - ⑤団体の規約、定款その他これらに類する書類
 - ⑥備品等購入説明書（第5号様式）
 - ⑦その他区長が必要と認める書類

- (2) 申請受付期間

令和7年2月1日（土）から2月28日（金）まで（必着）

受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時は除く）

- (3) 提出方法

鶴見区役所 区政推進課 地域力推進担当（区庁舎5階3番窓口）に直接持参・郵送・電子メール

※補助金申請にあたっては、団体の要件や事業計画等を確認させていただきますので、書類提出の前に、まずは区役所地域力推進担当へご相談ください。

住所：〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 鶴見区役所 区政推進課 地域力推進担当 行

電子メールアドレス：tr-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp

7 審査基準

事業内容・補助対象経費については、次の項目に基づき審査します。

項目	説明	
事業の必要性	地域課題	公益的な地域課題を捉えているか
	ニーズ	事業の成果は、地域住民のニーズに応えるものか
事業の実現性	計画性	事業を実施するための経費が適切であり、計画通りに実現が可能か
	実施能力	事業を実施するうえで必要な人材は揃っているか
事業の手法	企画力	事業を実施するうえで工夫やアイデアはあるか
事業の継続性	事業展開	事業として継続性と将来性があり、発展的な活動が期待できるか
地域との連携	地域連携	地域等との連携により、事業効果がより高まる工夫がされているか

8 補助金交付決定までのスケジュール等

- (1) 審査委員会

令和7年3月14日（金）午前 又は 17日（月）午前（予定・いずれかの日程で実施します）

※ 申請案件は、申請1年目となる団体のみ審査委員会で事業内容等を説明していただきますので、必ずご出席ください。申請2年目以降の団体は、書面開催とします。

- (2) 交付・不交付の決定

令和7年4月上旬（予定）。交付団体へは「補助金交付決定通知書」、不交付団体へは「補助金不交付決定通知書」により通知します。

- (3) 事業実績報告

令和7年度の活動実績について、報告書類を提出していただきます。（提出時期：令和8年4月上旬）

- (4) 補助金の交付

原則後払いとなります。実績報告書を審査し、補助金額確定通知書を送付します。補助金額確定通知書を受領した後、補助金交付請求書を提出していただき、交付します。

9 補助対象事業の公表

- (1) 交付対象となった事業の概要および団体名は、ホームページ等により公表します。
- (2) 提出された書類等については、個人情報を除き、原則として公開の対象となります。

令和7年2月19日

自治会・町内会 会長 各位

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル実行委員会

令和7年度 三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルへの御協賛のお願い

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度令和7年の三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルを5月17日（土）に開催することとなりました。

このフェスティバルは、10月の「つるみ臨海フェスティバル」とともに鶴見区民フェスティバルの一つとして、毎年多くの区民が開催を楽しみにしているものです。

令和7年度からはこれまでの7地区連合町内会（駒岡地区、上末吉地区、下末吉地区、寺尾地区、寺尾第二地区、生麦第二地区、矢向地区）に加え、新たに豊岡地区が実行委員会に加わり、新体制で運営をしております。三ツ池の自然を感じながら誰もが楽しめるふれあいの場を提供し、子どもから高齢者まで、安心して暮らしていける地域の絆づくりを目指して開催したいと考えております。

つきましては、三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルの開催趣旨を御理解いただくとともに、今回もぜひ御協賛を賜りたく、お願い申し上げます。

（問合せ先）

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル実行委員会

事務局長 時崎 達彌

電話：572-7634

令和7年度 三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルの御協賛について

1 三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル開催概要（予定）

- (1) 開催日時：令和7年5月17日（土）9時30分～16時00分 予定
（小雨決行、荒天時及びその他開催できない事由が発生した場合中止とし、順延は行いません。）
- (2) 会場：県立三ツ池公園
- (3) 内容：町内会、各種団体、行政等による飲食・物販・展示の模擬店、抽選会、ステージ発表、スポーツ・昔遊び体験コーナーほか
- (4) 来場者数：のべ約55,000人（R6年度実績）
- (5) 実施体制：主催 三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル実行委員会
共催 鶴見区役所（予定）
県立三ツ池公園指定管理者
協力 NPO法人 鶴見区民地域活動協会
協賛 鶴見区自治連合会、各企業・団体ほか（予定）

2 協賛金の取りまとめ等について

- (1) 協賛金額 一口 5,000円

※下記連合町内会に所属されている町内会におかれましては、一口 10,000円にてご協賛いただきますようお願いいたします。

〔 上末吉地区自治連合会・駒岡地区連合会・下末吉地区自治連合会
寺尾地区自治連合会・寺尾第二地区連合会・生麦第二地区連合会
矢向地区連合会・豊岡地区連合会 〕

※フェスティバル中止の場合、協賛金の返金は行いません。あらかじめご了承ください。

- (2) 取りまとめ方法

【単位町内会会長様へのお願い】

連合会ごとに取りまとめますので、別紙の協賛申込書に記載の上、協賛金を添えて連合町内会長へご提出ください。（3月18日（火）まで）

【連合町内会長様へのお願い】

3月19日（水）の区連会の際に、取りまとめた協賛金をご持参願います。
区連会開始前に、区役所6階会議室前で協賛金の受付と、各町会宛の領収書発行を行います。大変お手数をおかけしますが、何卒よろしくお願いいたします。

- (3) 振込による支払いの場合

取りまとめ期限に間に合わない等の理由により振込を希望される場合は、以下の口座へお振込をお願いいたします。

（振込口座）※恐れ入りますが、振込手数料についてはご負担をお願いいたします。

横浜信用金庫 末吉支店 普通 549153

みついきこうえん 三ツ池公園フェスティバル実行委員会
じっこういんかい 宮野 昌夫
みやの まさお

（振込期日） 令和7年3月31日（月）までにお振込をお願いいたします。

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル協賛金申込書

令和7年 月 日

■町会名		
	(ふりがな) 町会名	
	(ふりがな) 会長名	
■協賛口数・協賛金額 ※複数口も可能ですので是非ともよろしくお願ひします。		
		口
		円
■連絡先		
	所在地	〒
	電 話	
	(ふりがな) 担当者名	

◇ご希望の入金方法をお選びください。＜ 振込 ・ 持参 ＞

【単位町内会会長様へのお願い】

連合会ごとに取りまとめをお願いしておりますので、本紙に記載の上、協賛金を添えて連合町内会長へ御提出ください。（3月18日（火）まで）

【連合町内会長様へのお願い】

3月19日（水）の区連会の際に、取りまとめた協賛金を御持参願ひします。
（区連会開始前に、区役所6階会議室前で協賛金の受付と、各町会宛の領収書発行を行います。）

【振込を希望される場合はこちらの口座をお願いいたします】

《振込先》 ※恐れ入りますが、振込手数料についてはご負担をお願いいたします

横浜信用金庫 末吉支店 普通 549153 みつ つけこうえん じっこういんかい みやの まさお 三ツ池公園フェスティバル実行委員会 宮野 昌夫
--

令和7年2月19日

自治会町内会長 各位

鶴見区地域振興課

令和6年度「鶴見区自治会町内会長永年在職者表彰式・感謝会」について

時下 皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から区政の推進に多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先日御案内いたしました、令和6年度「鶴見区自治会町内会長永年在職者表彰式・感謝会」について、詳細が確定いたしましたので御連絡いたします。

また昨年に引き続き、市長表彰についても、本表彰式で執り行わせていただきます。御多忙なところ誠に恐縮でございますが、御出席賜りますようお願い申し上げます。

1 開催日時

令和7年3月4日（火）14時00分から15時30分

2 会場

麒麟ビール（株）横浜工場 総合棟ホール（鶴見区生麦1丁目17-1）

※駐車場の用意がございませんので、公共交通機関等で御来場ください。

※会場地図は、裏面を御覧ください。

3 内容

13:30 受付開始

※永年在職者表彰受賞者の皆様の集合時間は、別途御案内いたします。

14:00 感謝会開会

14:05 永年在職者表彰式開始（市長表彰・区長表彰）

14:45 小宴開始

15:30 終了予定

担当：鶴見区役所地域振興課
地域振興係 小川、平山
電話：510-1687
FAX：510-1892

裏面あり

■会場案内図■

麒麟ビール株式会社 横浜工場 総合棟1階ホール
(横浜市鶴見区生麦1丁目17-1)



※駐車場の用意はございませんので、公共交通機関等で御来場ください。

・京浜急行線「生麦」駅 東口下車 徒歩約5分

令和7年度 鶴見区自治連合会定例会日程

月	議題エントリー〆切	鶴見区自治連合会定例会		配送予定日
4月	10日(木)AM	18日 金	8・9号室	22日 火
5月	9日(金)AM	19日 月	8・9号室	21日 水
6月	11日(水)AM	19日 木	8・9号室	23日 月
7月	10日(木)AM	18日 金	8・9号室	23日 水
8月	休 会			
9月	10日(水)AM	19日 金	8・9号室	24日 水
10月	9日(木)AM	20日 月	8・9号室	22日 水
11月	11日(火)AM	19日 水	8・9号室	21日 金
12月	11日(木)AM	19日 金	8・9号室	23日 火
1月	8日(木)AM	19日 月	8・9号室	21日 水
2月	10日(火)AM	19日 木	8・9号室	24日 火
3月	11日(水)AM	19日 木	8・9号室	24日 火

※次年度の配送業者が未定のため、配送日が変更になる可能性があります。

担当：鶴見区地域振興課

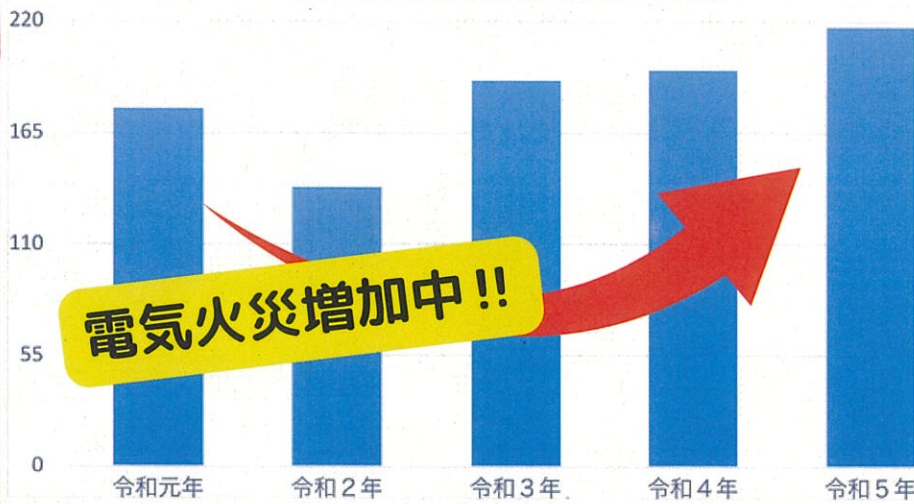
電話：510-1687

鶴見区

春の火災予防運動

令和7年3月1日(土)～3月7日(金)

横浜市内電気火災の推移



電気火災って何？

どんな対策が必要？

よこはま防災 e-パーク

そんな疑問は、よこはま防災e-パークで解決！ →



鶴見区内の事業所では「自衛消防隊」が日々訓練に取り組んでいます！

令和6年度 鶴見区自衛消防隊消防操法技術訓練会 最優秀隊の紹介



鶴見消防署総務・予防課 TEL/FAX 045-503-0119



横浜市消防局
YOKOHAMA FIRE BUREAU

鶴見火災予防協会・鶴見消防署



令和7年2月19日

鶴見消防署 インフォメーション



◆ 鶴見区内の火災・救急概況

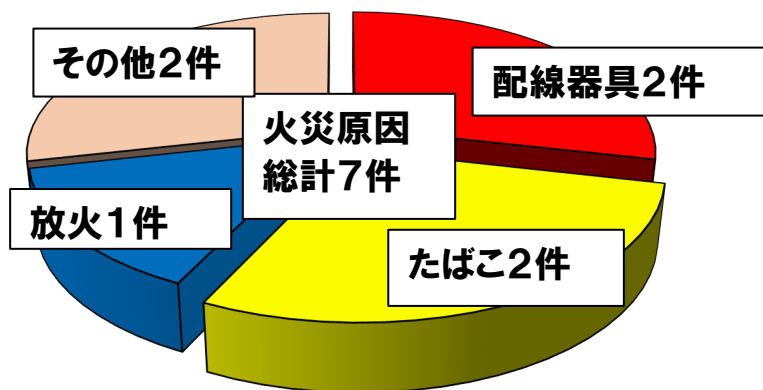
年別		R7年	R6年	増△減
区分	火災件数	7	5	2
火災種別	建物	4	3	1
	林野			
	車両			
	船舶			
	その他	3	2	1
損害程度	焼損面積 (㎡)		40	△ 40
	死者			0
	負傷者	1		1
主な火災原因	配線器具	2		2
	たばこ	2	3	△ 1
	放火 (疑い含む)	1		1
				0
	その他	2	2	0
救急件数		1,729	1,672	57
救急種別	急病	1,277	1,253	24
	交通事故	57	63	△ 6
	一般負傷	284	257	27
	その他	111	99	12

◆ 横浜市内の火災・救急概況

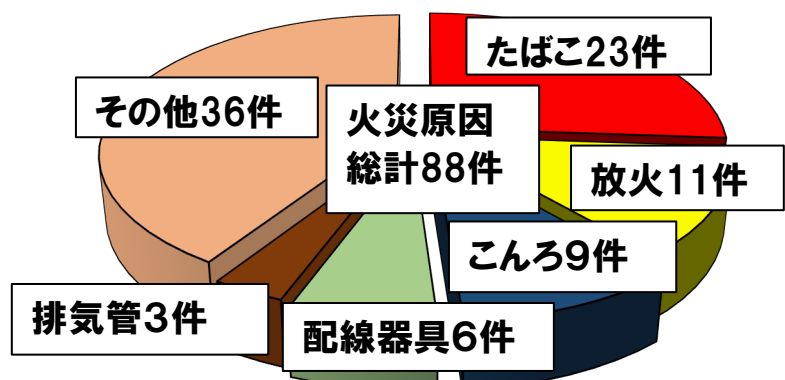
年別		R7年	R6年	増△減
区分	火災件数	88	55	33
火災種別	建物	57	35	22
	林野			
	車両	7	4	3
	船舶			
	その他	24	16	8
損害程度	焼損面積 (㎡)	1,084	818	266
	死者	3	4	△ 1
	負傷者	16	9	7
主な火災原因	たばこ	23	12	11
	放火 (疑い含む)	11	7	4
	こんろ	9	3	6
	配線器具	6	1	5
	排気管	3	1	2
	その他	36	31	5
救急件数		23,121	23,192	△ 71
救急種別	急病	16,693	16,912	△ 219
	交通事故	667	681	△ 14
	一般負傷	3,998	4,046	△ 48
	その他	1,763	1,553	210

(令和7年1月1日～1月31日速報値 去年同期比較)

区内

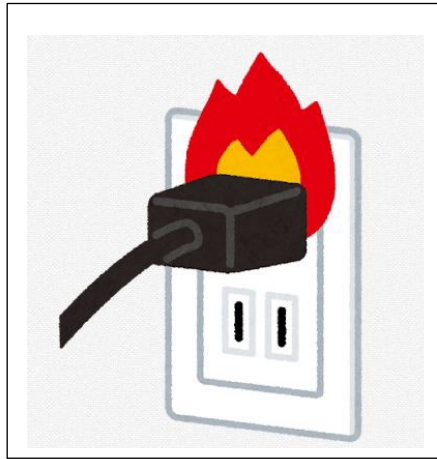


市内



コンセント掃除していますか？

ホコリをそのままにしておくと、トラッキング火災が発生します！



☆トラッキング火災の発生しやすいコンセントの場所

注意！

① 普段人目につかない

冷蔵庫、電子レンジなどの家電製品の裏側や家具の隙間

② 湿気の多い

台所・洗面所、水槽や加湿器の近く

③ 結露しやすい

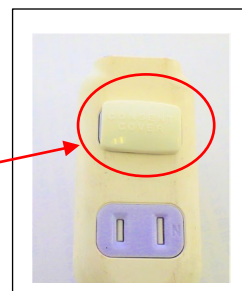
窓周りや北側外壁に接する部分など

☆トラッキング火災を防ぐためのポイント☝

- ・定期的にコンセントから電源プラグを抜いて、乾いた布等で清掃をする
- ・チリやホコリに侵入を防ぐためにトラッキング防止カバーを使用する
- ・使用しないコンセントには、コンセントキャップを使用する



トラッキング防止カバー



コンセントキャップ

トラッキング現象発生メカニズム

東京電力パワーグリッド



住宅防火対策 ～電気火災編～

よこはま防災 e パーク



鶴見警察署管内刑法犯認知状況表

令和7年2月
鶴見警察署 生活安全課
1月末暫定値

1 罪種別認知状況（年中累計 前年同期比）

年別	凶悪犯				粗暴犯				窃盗犯			知能犯		風俗犯		その他	合計
	殺人	強盗	放火	不同意性交等	暴行	傷害	脅迫	恐喝	侵入盗	乗り物盗	非侵入盗	詐欺	その他	わいせつ	その他		
令和7年1月末	0	1	0	0	5	4	0	0	2	44	50	7	0	1	2	10	126
令和6年1月末	0	0	0	0	5	4	0	0	3	59	43	10	0	1	1	9	135
前年比	0	+1	0	0	0	0	0	0	-1	-15	+7	-3	0	0	+1	+1	-9



2 窃盗犯手口別認知状況及び特殊詐欺（年中累計 前年同期比）

年別	侵入盗				乗り物盗				非侵入盗						合計	特殊詐欺 (旧振り込め詐欺)			
	空き巣	忍込み	出店荒し	事務所荒し	その他	小計	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	小計	車上ねらい	ひったくり	自動販売機ねらい	万引き			部品ねらい	その他	小計
令和7年1月末	0	0	1	0	1	2	3	8	33	44	5	0	1	24	3	17	50	96	3
令和6年1月末	1	0	1	0	1	3	2	4	53	59	2	1	1	19	1	19	43	105	5
前年比	-1	0	0	0	0	-1	+1	+4	-20	-15	+3	-1	0	+5	+2	-2	+7	-9	-2

特殊詐欺被害総額 約502万円

(※被害額は10,000円単位四捨五入)

キャッシュカード詐欺盗被害… 0人

警察官や銀行協会職員、デパートや電気量販店の店員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見る等し、新しく用意したカードと説明された偽物のカードが入った封筒を渡され、古いカードを回収する旨を理由として、キャッシュカードを犯人に手渡し、キャッシュカード等を窃取する手口です。

オレオレ詐欺被害… 2人 約 402万円

息子や孫の親族等を装い、横領、痴漢等の示談金又は仕事上のミスによる損失の補填、バッグの紛失、借金の返済等を名目として、犯人が自宅へ訪ねて来たり、駅等に呼び出し、金銭等をだまし取る詐欺です。

預貯金詐欺被害… 1人 約 100万円

警察官や区役所職員、銀行協会職員等を装い、保険料の払い戻し名目や、口座が犯罪に利用され、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードやクレジットカードをだまし取る詐欺です。

還付金詐欺被害… 0人

役所等を装って、保険金や医療費の過払い分の返還を名目に、言葉巧みに被害者をATMに誘導して操作させ、被害者の口座から犯人の口座へお金を振込ませる詐欺です。

架空請求詐欺… 0人

インターネット事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で携帯電話にメールが送られてきたり、法務省や裁判所からはがき、封書が送られてきて、未払いの料金があるなど架空の事実を口実に、金銭等をだまし取る詐欺です。パソコン操作中に画面がフリーズするなどし、ウイルス感染の警告メッセージに記載

鶴見警察署公式X (旧Twitter)
@4339_police



鶴見警察署
ホームページQRコード



地域安全情報

鶴見警察署
生活安全課
防犯少年係

令和7年1月末暫定値

町名別窃盗犯発生分析(総数・ひったくり・空き巣・自転車盗の前年対比)

	窃盗犯発生件数			ひったくり			空き巣			自転車盗		
	令和7年 1月末	令和6年 1月末	前年比	令和7年 1月末	令和6年 1月末	前年比	令和7年 1月末	令和6年 1月末	前年比	令和7年 1月末	令和6年 1月末	前年比
総数	96	105	-9	1	1	-1	1	1	-1	33	53	-20
朝日町	3	1	+2			0			0		1	-1
安善町			0			0			0			0
市場上町		2	-2			0			0		2	-2
市場下町	2	1	+1			0			0	1	1	0
市場西中町			0			0			0			0
市場東中町	1		+1			0			0	1		+1
市場富士見町			0			0			0			0
市場大和町			0			0			0			0
潮田町	1	2	-1			0			0			0
江ヶ崎町	4	3	+1			0			0		2	-2
小野町			0			0			0			0
梶山町	1	1	0			0			0		1	-1
上末吉	1	2	-1			0			0	1	2	-1
上の宮			0			0			0			0
寛政町			0			0			0			0
岸谷	3	1	+2			0			0			0
北寺尾	3	1	+2		1	-1			0	2		+2
駒岡	8	4	+4			0			0	2	1	+1
栄通	2	1	+1			0			0		1	-1
汐入町			0			0			0			0
獅子ヶ谷	3	5	-2			0			0			0
下野谷	2	3	-1			0			0		2	-2
尻手	4	6	-2			0		1	-1	1	3	-2
下末吉	6	1	+5			0			0	4	1	+3
末広町			0			0			0			0
菅沢町			0			0			0			0
諏訪坂		1	-1			0			0		1	-1
大黒町	2		+2			0			0			0
大黒ふ頭		1	-1			0			0		1	-1
大東町			0			0			0			0
佃野町	1		+1			0			0	1		+1
鶴見	1		+1			0			0			0
鶴見中央	15	25	-10			0			0	7	8	-1
寺谷			0			0			0			0
豊岡町	9	17	-8			0			0	4	11	-7
仲通	3	2	+1			0			0	2	1	+1
生麦	6	3	+3			0			0	1	1	0
浜町	1		+1			0			0	1		+1
馬場	1		+1			0			0			0
東寺尾	1	3	-2			0			0		1	-1
東寺尾北台			0			0			0			0
東寺尾中台			0			0			0			0
東寺尾東台			0			0			0			0
平安町	2	2	0			0			0	1	2	-1
弁天町			0			0			0			0
本町通		3	-3			0			0		1	-1
三ツ池公園		2	-2			0			0		2	-2
向井町	3		+3			0			0	2		+2
元宮	3	4	-1			0			0		1	-1
矢向	4	8	-4			0			0	2	6	-4

交通事故発生状況

令和7年2月
鶴見警察署 交通課

1月末概数

①管内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
7年	46	0	6	46	52
6年	38	0	6	35	41
増減数	+8	±0	±0	+11	+11

②県内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	負傷者数
7年	1702	18	1920
6年	1688	7	1971
増減数	-371	+11	-51

③管内発生状況 (1月中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
7年	46	0	6	46	52
6年	38	0	6	35	41
増減数	+8	±0	±0	+11	+11

令和7年に入り、県内では交通死亡事故が連続発生しています。

特に道路横断中の歩行者が犠牲になる事故が多く発生しています。

事故はいつ起こるか予測が付きません。緊張感をもって行動してください。

以下 管内年中累計件数 (単位:件数)

④路線別

	一般国道			県道・地方道				市道	その他
	国道1号	国道15号	国道357号	川崎町田	産業道路	環状2号	その他		
7年	7	2	0	3	3	2	7	22	0
6年	3	6	0	4	0	4	2	18	1

⑤曜日別

	日	月	火	水	木	金	土
7年	6	6	6	7	8	5	8
6年	3	9	3	1	8	6	8



自転車事故多発中！
ヘルメットを着用しましょう。

⑥時間別

	0時～	2時～	4時～	6時～	8時～	10時～	12時～	14時～	16時～	18時～	20時～	22時～
7年	0	2	0	3	4	5	3	5	4	14	6	0
6年	0	0	1	5	3	4	2	5	9	5	4	0

⑦町名別 (区内多発順)

	東寺尾	鶴見中央	下末吉
7年	59	51	43
6年	78	55	48

※当月累計の多発順を元に掲載しています。常に発生が多い地区ではありません。



鶴見警察署
マスコット
キャラクター
かける&まい

⑧事故類型別

	車両単独	車両同士					人対車両		列車
		正面衝突	追突	出会い頭	右左折時	その他	横断中	その他	
7年	0	0	9	2	8	17	7	3	0
6年	2	0	9	4	6	10	6	1	0

⑨関係者別 (二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

	子供	高齢者	二輪	自転車
7年	0	169	157	158
6年	1	202	185	215

自転車事故で亡くなっている方の約6割は、頭部に主な損傷を負っていることから、ヘルメットを着用することは大変重要です。